

第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン(原案) (令和2年度～令和6年度)

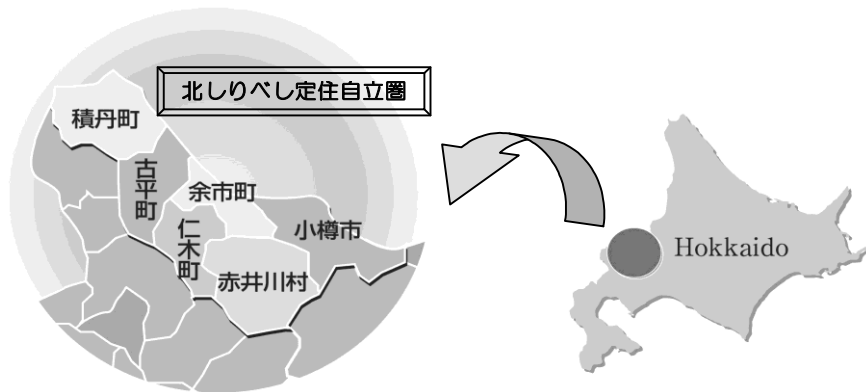
定住自立圏の名称

北しりべし定住自立圏

定住自立圏の構成市町村

中心市 小樽市

近隣町村 積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村



定住自立圏共生ビジョンの期間

令和2年4月～令和7年3月〔5年間〕

(ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。)

令和2年4月
北海道小樽市

目 次

第1章 圏域の将来像

- 1 圏域の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ・・・・・・・・・・ 2
- 3 将来像実現に向けた目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望・・・・・・・・ 4

第2章 圏域の現況と課題

- 1 北しりべし定住自立圏の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 北しりべし定住自立圏域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 北しりべし定住自立圏の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 これまでの取組状況と今後の方向性

- 1 生活機能の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 13
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 16

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

- 1 政策分野別共生ビジョンの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 政策分野別の事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

実施事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

(資料編)

圏域の現況

- 1 6市町村の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 圏域の結びつき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 人口等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 4 産業等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 5 地域医療の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

北しりべし定住自立圏形成の経過及び政策分野ごとの取組状況

- 1 北しりべし定住自立圏形成の主な経過・・・・・・・・・・・・ 75
- 2 政策分野ごとの取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

第1章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

**魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、
小樽市を玄関口として、人、もの、情報が交流する圏域**

北しりべし定住自立圏域を構成している市町村は行政面、経済面において深いつながりを有しており、交通網や交通手段の発達により、市町村の境界を意識することなく、往来し、互いの地域資源の恩恵を享受するなど、結びつきはますます強くなっています。

これまでも、広域的な課題解決に向けた取組として、平成14年度から「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみ処理を共同で行っているほか、平成22年度に定めた第1次共生ビジョン及び平成27年度に定めた第2次共生ビジョンに基づき、地域医療体制の確保、広域観光の推進、成年後見センターや消費者センターの運営、圏域内を横断する生活路線バスの維持などに共同で取り組み、圏域における住民の生活や経済活動などの維持・確保に努めてきました。

しかしながら、圏域の人口は減少の一途をたどり、高齢化率も全国平均を大きく上回っていることから、人口の社会減少を抑制する取組が求められます。今後も圏域における定住に必要な生活機能の確保・充実、自立に必要な経済基盤の強化に向け、取組を継続していく必要があります。

後志地域は「北海道の縮図」と言われており、北海道の代名詞である美しい自然環境と新鮮な農水産物を有しています。圏域は小樽市の都市機能を備え、札幌市と隣接していることから、年間4,000,200万人近い観光客が訪れており、近年では東アジアや東南アジアを中心に外国人観光客も増加しています。

このことから、圏域の構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、魅力ある地域資源を最大限に活用するため、住民・民間事業者・行政が協働・連携し、圏域の広域観光を推進する必要があります。国内のみならず、海外へも広く情報発信していくほか、強みである観光と地場産業の連関を高めるため、アグリツーリズムやメディカルツーリズムなどに取り組み、長期滞在型観光を推進するとともに、地域資源を活用した新たな商品やサービスを開発する必要があります。

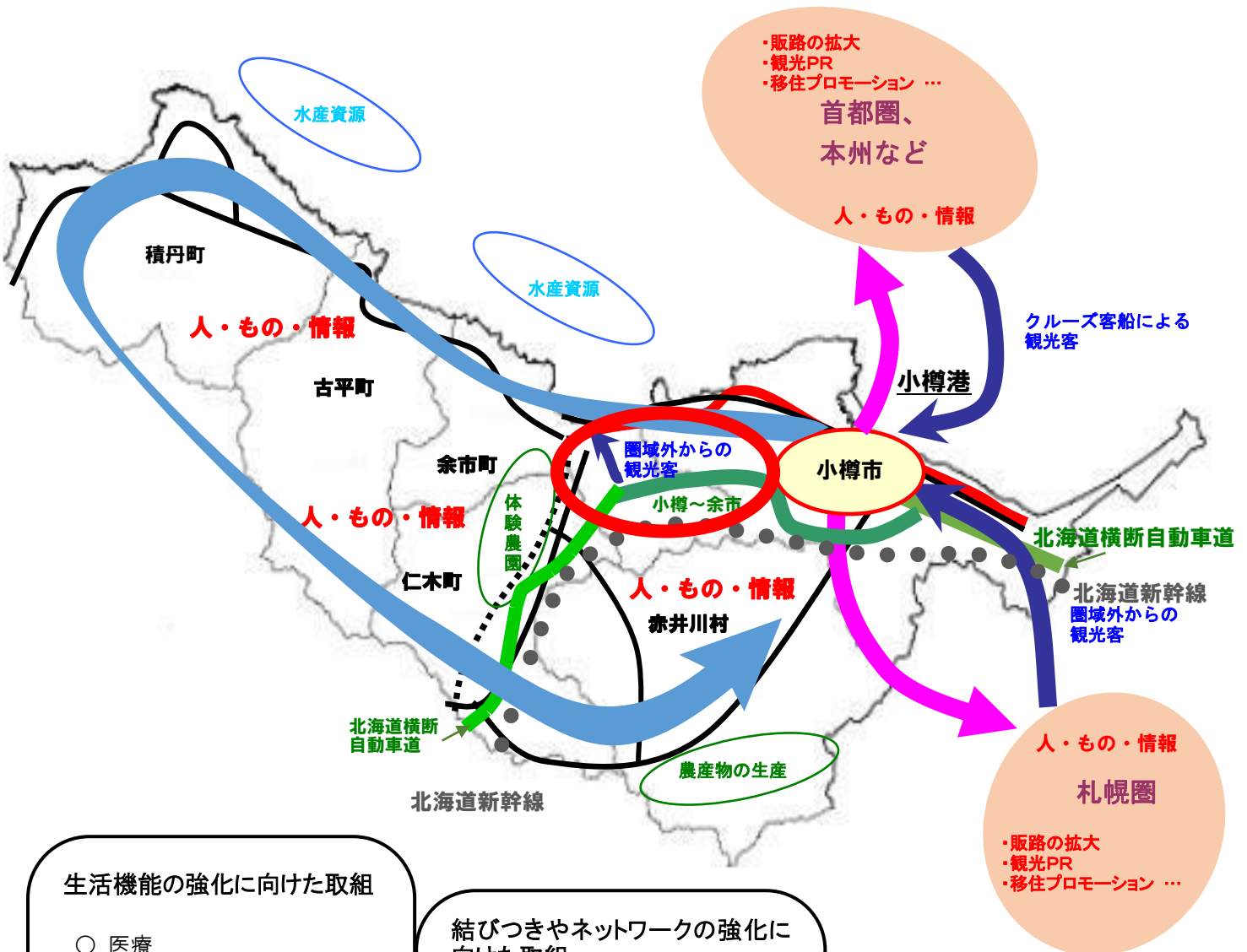
また、これらの担い手である民間事業者に活力を与え、圏域経済の活性化と雇用の確保を図るため、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大を促し、流通形態の変化に対応した販売チャンネルを確保する必要があります。

そして、圏域内外の住民や観光客などの交流の推進を図るには、交通・ネットワークの確保が重要です。圏域内の国道・高速道路・新幹線の整備が促進されることで、札幌市をはじめ道央圏のみならず、道南、本州、首都圏とのアクセスの利便性が向上し、より一層交流人口が増加するものと期待されます。

さらに、持続可能な圏域を形成していくためには、住民が安心して暮らせる環境や、圏域内の生活路線の維持・確保が前提となりますが、とりわけ雇用確保と起業支援の取組や、子育て世代が安心して暮らせるための環境整備など、若年層の定住に寄与するような取組を継続する必要があります。

このような認識の下、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村は、新たな共生ビジョンに基づいたさらなる更なる連携の強化を図ることにより、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域を目指します。

2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ



生活機能の強化に向けた取組

- 医療
- 産業振興
- 広域観光
- 教育
- 福祉・安心な暮らし
(成年後見センター、消費者センター等の共同利用など)

結びつきやネットワークの強化に向けた取組

- 地域公共交通
- 情報格差の解消へ向けたICT (情報通信技術)インフラの整備
- 道路等の交通インフラの整備
- 生産者と消費者との連携による地産地消
- 圏域内外の住民との交流・移住

圏域マネジメント能力の強化に向けた取組

- 人材育成
- 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

3 将来像実現に向けた目標

(1) 圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり

人口減少と少子高齢化が進行している中、圏域の住民が住み慣れた地域で、安心して健康的に暮らすことのできるよう、生活環境の整備が求められています。

特に、医療分野においては、引き続き圏域内の医師会の協力のもと、初期救急医療、小児科及び周産期医療体制の維持・確保に努めます。

また、市立病院・公的病院を中心とした、医療情報の電子化及び地域医療のネットワーク化を進めるとともに、各地域が関係機関と連携し、医療と介護、介護予防や生活支援等が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、圏域内での情報交換と情報共有に努めます。

(2) 圏域の歴史や地域資源を活用した広域観光の推進と圏域内連携による産業の活性化

当圏域を構成する近隣5町村の主要産業は農水産業であり、就業人口も高い割合を占めていますが、就業者の高齢化や担い手不足などの問題を抱えています。

一方、中心市である小樽市の主要産業は卸売・小売業やサービス業であり、有効求人倍率などの雇用環境は好転しているが、生活環境や労働条件の違いにより、若者層の市外への流出が懸念されています。

今後、定住人口を維持するためには圏域経済を活性化させるためには、強みである観光と地場産業の連関を高め、地場産業の活性化による魅力ある雇用の場の確保が不可欠です。構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、地域の魅力ある資源を最大限に活用し、圏域の広域観光を推進し、広く国内外へ情報発信するとともに、圏域内で連携した加工品やサービスの開発に努めます。

また、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大、流通形態の変化に対応した販売チャンネルの確保、圏域の連携による効率化により、圏域経済の活性化と雇用の確保に努めます。

(3) 圏域内の交通の整備

圏域内の地理的条件が不利な地域において、住民が安心して暮らすため、通院や通勤・通学のための生活路線の維持・確保と、これを支える交通インフラの整備が必要です。

今後、圏域内の住民はもちろん、観光客などの利便性にも配慮し、生活路線の維持・確保に取り組むとともに、効率的な道路ネットワークについて検討します。

加えてくわえて、圏域内外の交流人口を増加させ、物流の定時性を確保するため、国道・道道の安全確保のための整備はもとより、圏域への高速道路や新幹線の延伸を見据えた二次交通網の整備促進について、引き続き関係機関と連携を図ります。

(4) 施設の有効活用による圏域内外の住民の交流と生きがいつくりの促進

圏域内外における住民の交流を促進するため、それぞれの歴史、文化、自然、暮らし、イベントなどの地域の魅力や、圏域内の各施設を有効に利用した生涯学習及びスポーツなどの情報を一体となって発信します。

圏域の住民に対し、生涯学習等への参加の機会を提供することで、圏域内の交流を促すとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、生きがいつくりや健康増進を図ります。

(5) 交流人口の拡大と移住の促進

圏域への高速道路や新幹線の延伸による高速交通網の整備を見据え、国内外から年間700800万人もの観光客が訪れる小樽市を玄関口として、アグリツーリズムなど、圏域内の歴史や豊かな自然、食資源などの地域資源を活用した長期滞在型の広域観光の取組を進めます。交流人口の拡大と滞在時間の延長を図ることで、圏域内における経済波及効果を高め、~~雇用確保によるダム効果により~~、札幌市への人口流出を抑制します。

また、定住人口の確保に向けた移住の促進を図るため、各市町村が連携し、首都圏等での移住促進イベントへの参加などを通じて、圏域の地域資源や住環境などに関する情報の効果的な発信に努めます。

(6) 地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成

住民が自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源を活用し、魅力ある圏域づくりを推進していくためには、住民との協働が必要です。

そのためには、まず各市町村の職員の意識改革を促し、政策形成能力の向上を求めていく必要があります。定期的に各分野の担当者が交流することにより、圏域の課題について共通認識を醸成し、住民ニーズの把握に努めます。

一方で、地域を支える人材の育成・確保のため、地域の教育機関などとの連携により、圏域の実情を理解し、道内・道外あるいは海外へと、橋渡しすることのできる人材の育成に努めます。

4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望

本ビジョン(終期:令和6年3月末)においては、下表の令和7年(2025年)の数値を目標とします。

(単位:人、%)

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
圏域の展望人口	139,368	127,202	115,731	105,731	95,578
(参考)社人研推計	137,775	124,098	110,785	98,027	85,892
年少・生産年齢 人口比率	59.4	58.1	57.1	56.0	54.1
(参考)社人研推計	59.1	57.7	56.1	54.1	50.8

※「圏域の展望人口」は、各市町村の「人口ビジョン」に掲載する将来展望人口の合計としている。

※「年少・生産年齢人口比率」は、「圏域の展望人口」のうち、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が占める割合を表している。

※「社人研推計」とは、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口である。

第2章 圏域の現況と課題

1 北しりべし定住自立圏の概況

北しりべし定住自立圏域においては、第1-2次共生ビジョンの期間中（平成2227～2631年の5年間）で人口が約9,70010,400人減少するなど、人口減少に歯止めがかかっていない現状です。

圏域の高齢化も深刻な問題であり、平成25年10月1日平成31年1月1日現在で高齢化率を比較すると（注1）、全国平均25.127.6%（道内平均北海道27.030.9%）に対し、圏域平均34.439.6%と大きく上回っています。高齢化率の上昇は全国的な傾向ですが、圏域において特に高い理由として、出生数の低下による自然減と、若年層の流出による社会減の重複が挙げられます。

~~平成26年5月には、民間有識者で構成される日本創生会議が、将来推計人口をもとに2040年の女性数（20～39歳）を試算したところ、全国の約半数の自治体で女性数が半分以下になると指摘しました。これらの自治体では今後出生率が上がっても、教育・医療・介護など行政サービスの維持が難しくなることから、消滅の可能性がある都市とされており、圏域では赤井川村を除く5市町村全てがこれに該当しています。平成30年3月には、国立社会保障・人口問題研究所が、長期的な将来人口推計を行っており、この中で、圏域の人口は平成31年（2019年）1月の人口に比べ、令和22年（2040年）には約6万人減少し、高齢化率は約11ポイント上昇する推計が示されています。圏域における若年層の定住を促すことで、出生数を増やしつつ人口流出を抑制する必要があるため、雇用の確保と起業の推進は喫緊の課題となっています。~~

また、平成2025年住生活総合調査（国土交通省）の調査結果によれば、「火災・地震・水害などに対する安全」「治安、犯罪発生防止」「地震・台風時の住宅の安全性」「日常の買い物、医療・福祉施設・文化施設などの利便」「治安、犯罪発生防止」「日常の買い物、医療・福祉施設・文化施設などの利便」「地震時の住宅の安全性」「災害時の避難のしやすさ」などが居住において重視されるなど、安心・安全な暮らしへのニーズが強まっています。圏域の高齢化率が上昇していることから、高齢者が安心して定住できるよう、引き続き医療や福祉の体制維持に取り組む必要があります。

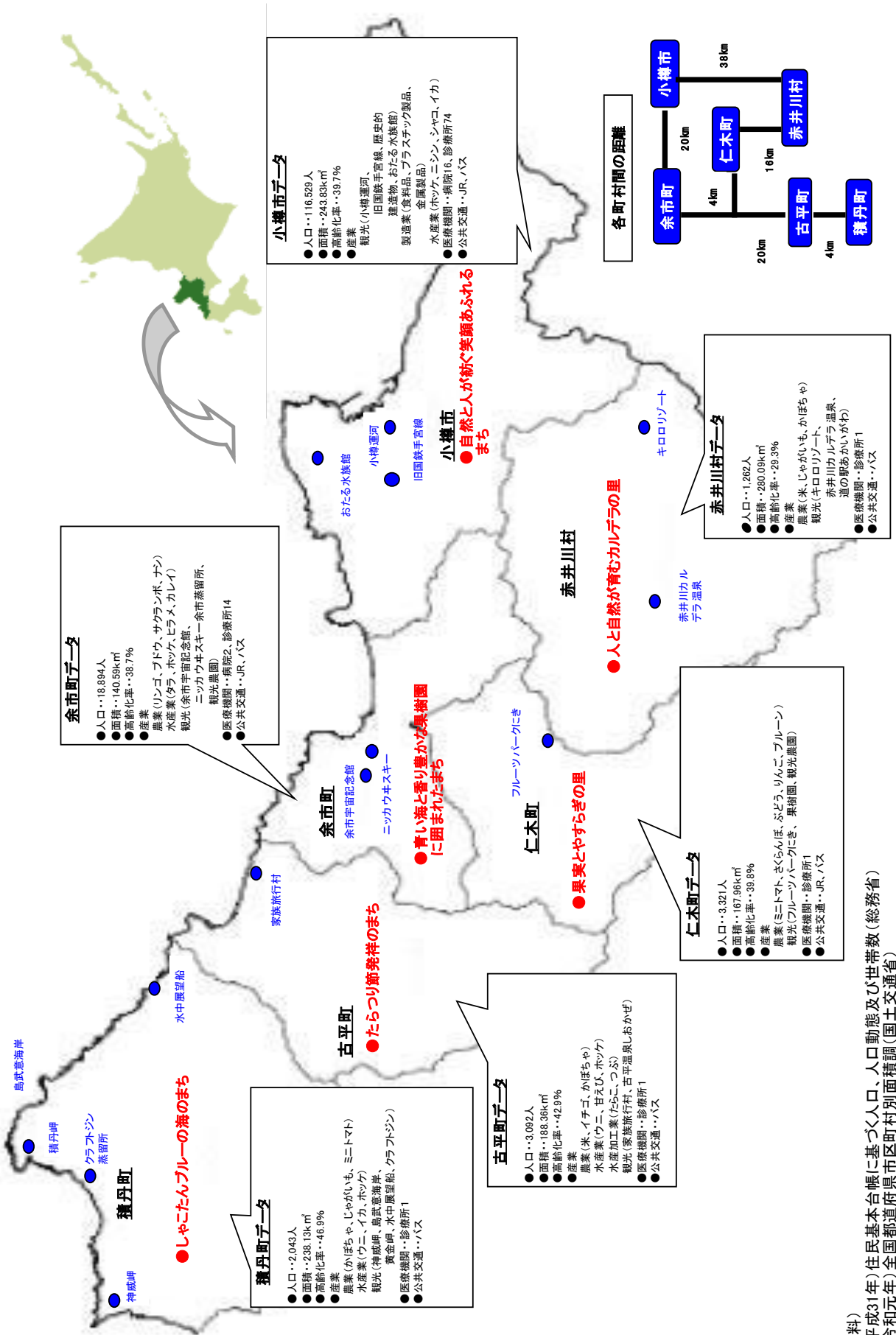
一方で、高速道路である後志自動車道余市～小樽間が平成30年12月8日に開通するなど、交通インフラの整備が進んでいるほか、新千歳空港への東アジア圏を初めとする国際路線の直行便就航により、インバウンド観光が盛り上がりを見せています。

もちろん、圏域への若年層の定住を促すには、住みやすさの総合力を高める必要があります。そのための具体的な取組が必要です。国土交通省が実施したアンケート調査（注2）によれば、豊かさ・住みやすさを規定する要因として、「就業機会」「交通の利便性」「住環境」「街のにぎわい」「教育・文化環境」「福祉・医療体制」「自然環境」「災害に対する備え」「情報」などを挙げています。第2-3次共生ビジョンの実効性を高めるため、これらの要因を斟しん酌しながら、具体的な取組を進めていく必要があります。

（注1） ~~平成26年版高齢社会白書（内閣府）~~ならびに住民基本台帳を参照

（注2） 平成6年に国土交通省の国土交通政策研究所が、全国の市町村長及び特別区長に対して実施した、地域づくりに関するアンケート調査

北しりべし定住自立圏 — 海と山に囲まれた自然豊かな圏域 —



(資料)
 ・平成31年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)
 ・令和元年全道道庁界市区町村別面積調(国土交通省)
 ・平成31年4月1日現在 道内医療機関名簿(北海道)

3 北しりべし定住自立圏の課題

(1) 地域医療体制の確保

圏域においては、慢性的な医師不足などにより、複数の診療科を維持できなくなっていることから、医療の需給バランスが崩れつつあります。町村によっては、必ずしも初期救急医療体制が確保できていないことから、他市町での対応を余儀なくされることがあり、地域医療体制の確保は課題といえます。

特に小児救急と周産期医療体制を確保しているのは、圏域内では小樽市内の1病院のみであることから、第二次医療圏である後志地域全体においても、重要な役割を担っています。しかしながら、全国的に産科医師が不足している中、周産期医療体制の確保が困難となりつつあり、圏域における「安心して子どもを生み育てるための環境」の維持は喫緊の課題となっています。

また、一方では、小樽市立病院の新築ヘリポートの運用開始に伴い、患者を「道央ドクターヘリ」により直接搬送できるようになるなど、救急医療体制の充実が図られています。

今後、地域の医療体制を維持・確保していくためには、小樽市にある市立病院や公的病院が中心となって、圏域内の医師会とも協力しながら、圏域の医療機関が連携を図る必要があります。

(2) 若者が地域に定着する仕組み

圏域においては、人口の社会減少が続いており、特に年少人口と生産年齢人口が著しく減少していることから、持続可能な圏域を形成するためにも、若年層が圏域に定着する環境づくり、とりわけ雇用の維持・確保に取り組む必要があります。

近隣5町村の産業別就業者数は、農業・漁業の占める割合が高い一方で、これらを加工・製造する事業者が少ないため、いかに付加価値を生むかが課題となっています。小樽市の産業別就業者数は、飲食料品製造業や卸売・小売業、宿泊業や飲食サービス業、医療・介護サービス卸売・小売業や医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、食料品製造業などの占める割合が高い一方で、道内取引が中心で市場規模が縮小していること、日帰り観光客が大半で観光消費額も伸びないこと、介護従事者の離職率が高いことなどが課題となっています。

(3) 高齢者などが安心して生活できる環境

圏域においては、高齢化率や独居高齢者率も年々上昇しており、高齢者のみの世帯や一人世帯が急増しています。経済的・体力的な要因もある一方で、住み慣れた環境での生活を望む高齢者が多いことから、圏域で安心して生活できる環境や仕組みが必要です。

高齢化率の高い町村部では、地域住民が支えあって合って生活しておりますが、市部においても買い物難民や、高齢者の孤立が生じつつあります。生活困窮者自立支援法の成立や介護保険制度の見直しなど、地域福祉を取り巻く環境が変化している中、地域の実情に即した地域福祉の在り方が求められています。それぞれの地域で取組を進めるとともに、圏域内での情報交換等を推進することで、より充実した生活環境の整備を図る必要があります。

また、地域公共交通としてのバス路線路線バスは、圏域の高齢者にとって貴重な移動手段である一方、利用者の減少で路線を維持することが難しくなっていますので、圏域として公共交通網の在り方を考える必要があります。

一方で、少子化が進行する中、圏域において安心して子育てができる環境の整備につい

でも検討していく必要があります。

(4) 住民の交流を促すための情報共有

住民のライフスタイルの多様化により、生涯学習・スポーツに対するニーズも高まっていますが、参加者数の減少や費用の問題などにより、圏域市町村の取組は縮小あるいは減少の傾向にあります。

生涯学習講座やスポーツイベントについては、各市町村の住民への情報提供にまとどまっているものが多いため、圏域の住民相互の交流を促すためにも、広く圏域に情報を発信する必要があります。

また、ゴルフ場、スキー場、海水浴場、温泉施設、観光農園などの民間施設等は、既に圏域の住民の利用が進んでいますが、公共施設の相互利用はあまり余り進んでいないことから、積極的に検討する必要があります。

(5) 圏域一体での産業の活性化

近隣5町村においては、農業や水産業の第1次産業の比率が高く、小樽市においては飲食品製造業などの第2次産業や、商業やサービス業の第3次産業の比率が高くなっています。

圏域全体で見ると、産業のバランスは取れていますが、地域の産業連関が乏しいことから、個々の企業・事業組合・個人事業者の取組に依存し、お互いに経済効果を享受できていない面があります。圏域のスケールメリットを活いかすため、強みである観光と地場産業の連関を高めるとともに、圏域内における取引拡大や、圏域の農水産物を使用した商品開発などを強化する必要があります。

また、小樽市は全国的に知名度を有していますが、道外・海外への販路拡大については、企業によって取組の進捗状況にばらつきがあり、知名度を十分に活いかすことができていない現状です。また、近隣5町村においては、産業に占める製造業や小売業の比率が低く、販路拡大の取組自体が遅れがちになっています。

このことから、小樽市の知名度を積極的に活用し、圏域が一体となって販路拡大に取り組むとともに、6次産業化の取組を推進し、流通形態の変化に対応した販売チャンネルを確保することにより、圏域経済の活性化と雇用の確保に努める必要があります。

また、産業を支える労働力の確保についても、圏域共通の課題として検討していく必要があります。

(6) 歴史や地域資源を活用した広域観光の推進

古くはニシン漁で栄えた圏域ですが、札幌～小樽間には早くから鉄道が開通し、小樽港は国際貿易港として発展してきました。こうした歴史は、圏域内に現存する歴史的建造物や史跡などで、いまもうかがい知ることができます。

また、積丹小樽海岸国定公園の海蝕崖（かいしょくがい）景観や、奇岩・怪石類など優れた自然景観を有し、ゴルフ場、スキー場、海水浴場、温泉施設、観光農園など、魅力的な体験型観光の資源を有しています。

食をテーマにしたイベントも数多い一方で、各市町村が個々で発信しているため、圏域の関連情報を集約するまでに至っていません。各市町村が連携した各種ツーリズムの取組により、それぞれの観光資源を関連づけするなど、情報発信力を高める必要があります。

小樽市には、国内外から年間 709800 万人もの観光客が訪れ、近年ではクルーズ客船が数多く寄港するなど、都市型観光の拠点となっています。一方で、典型的な日帰り観光地となっており、観光客の滞在時間も短いことから、圏域への観光動線の延長と時間消費の

拡大を図ることが課題となっています。

今後、圏域への高速道路や新幹線の延伸など、交通インフラの整備も期待されることから、圏域の産・学・官が連携して観光ルートを創出し、各種ツーリズムの取組を広く国内外へ情報発信するなど、長期滞在型の広域観光の推進による交流人口の増加を図る必要があります。平成30年には後志自動車道小樽余市間が開通し、今後、俱知安余市道路の開通、北海道新幹線の札幌延伸が予定されるなど、更なる交通インフラの整備が期待され、北の大地・北海道の中でも、新千歳空港～札幌～北後志圏域～ニセコを結ぶ「ゴールデンルート」が外国人観光客から注目を集めています。

今後は、圏域内の歴史ある酒蔵やウキスキー蒸留所、近年増加するワイナリー、令和2年誕生予定のクラフトジン蒸留所などの酒や、豊かな食、歴史、景観などを広域の観光資源とし、多様化する観光客のニーズに対応した各種ツーリズムの推進や、クラフトジン蒸留所の誕生により積丹町が形成を目指す「スピリッツ街道」など、産・学・官・金が連携した新たな観光ルートの形成、また、それらの国内外への情報発信により、交流人口と関係人口の増加を図る必要があります。

(7) 地域づくりを担う人材の育成

近年、全国の地方自治体では、平成12年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の流れを背景に、自主的、自立的な自治体運営が求められています。圏域の限られた財源と人材で、住民のニーズに対応していくためには、地域の資源を効率的・効果的に活用していくことが課題です。さらに、主に観光関連産業を中心として、圏域にも国際化や情報化の波が押し寄せていることから、これらに対応するための人材が不可欠であり、地域の教育機関との連携が必要です。

加くわえて、近隣5町村では高校進学と同時に、都市部に人口が流出する現状があることから、圏域において地域づくりを担う人材を育成するためには、圏域内の教育機関に通学し、圏域内で就職できる環境整備が必要です。

今後は、圏域住民との協働によるまちづくりを推進するうね上で、情報の共有や住民参加の方法を確立していかなければなりません。小樽市においては、平成26年4月に「小樽市自治基本条例」を施行し、まちづくりの基本的な考え方として、後志地域との連携を推進することとしています。持続可能な自立した圏域を形成していくため、圏域全体として考え方を共有する必要があり、各市町村職員の意識改革や、圏域の産・学・官が連携し、広域的な取組を推進していく必要があります。

第3章 これまでの取組状況と今後の方向性

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

～ 医療機関の機能分化及びネットワーク化 ～

取組事項

- ① 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
- ② 小児科及び周産期医療体制を確保する。
- ③ 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワークを促進する。

これまでの取組状況

圏域の初期救急医療、小児救急医療及び周産期医療の体制を維持・確保することができたが、地域医療のネットワーク化は思うように進んでいない。

今後の方向性

圏域における救急医療、小児救急医療及び周産期医療の体制確保の取組は、圏域住民の安心な暮らしに寄与していると考えられる。全国的な医師不足の影響などにより、圏域内においても医師確保が困難な状況で、今後も安心・安全な地域の医療を守っていくためには、各医療機関の役割分担と連携が必要である。今後も地域医療のネットワーク化を推進し、従来の地域医療体制の維持・確保に努める必要がある。

(2) 産業振興

～ 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 ～

取組事項

- ① 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。

これまでの取組状況

圏域の農業・漁業の経営基盤を維持し、特産品の情報発信で地元農水産物や製品の売上げを確保することができたが、販売チャンネルは減少しつつある。一方で、地域の経済団体により、圏域の未利用果実や水産物を活用した商品開発が行われているなど、民間主導による農水産物のブランド化や地産地消の取組は一定程度進んでいる。

今後の方向性

圏域の農業・漁業にあっては、土壤保全に対する支援や、稚魚放流事業の補助などにより、経営基盤の維持に寄与したと考えられる。また、圏域の特産品の情報発信や、販路拡大の取組については、地域の農水産物や製品の売上げに寄与している。

しかしながら、百貨店での物産展の売上が縮小傾向にあるなど、環境変化により販売チャンネルが減少していることから、今後も情報発信や国内外への販路拡大の取組を継続するとともに、6次産業化の取組などを推進し、流通形態の変化に対応した販売チャンネルを確保することにより、圏域経済の活性化と雇用の確保が急務である。

圏域の農水産物を活用した商品開発などについては、地域の経済団体など、民間主導での農水産物のブランド化や地産地消の取組が一定程度進められていることから、今後も経営基盤維持の取組を継続するとともに、強みである観光との連関を強化することで、販路・需要の拡大に努める必要がある。

～ 雇用支援及び起業の促進 ～**取組事項**

- ① 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。

これまでの取組状況

地元企業の企業説明会等や高校生の就職活動実践力向上事業などを行い、若者の雇用支援を行っている。

新規起業家に対する各種助成や商店街の空き店舗に出店する場合の家賃補助などを行い、起業の促進を図っている。

今後の方向性

若者の雇用支援を継続し、圏域内の雇用確保や若者の地元定着を更に進める必要がある。新規起業家への支援や空き店舗解消事業を継続し、圏域内の雇用の創出を図っていく必要がある。

(3) 広域観光**～ 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 ～****取組事項**

- ① 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
② 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。

これまでの取組状況

小樽港へのクルーズ客船の寄港数を増やすことができたが、圏域の経済効果を十分享受できていない。

小樽市は観光入込客数を確保することができたが、滞在時間の延長や圏域への動線延長は十分ではない。

東南アジアからの観光客が増加しているが、国別のプロモーションや受入体制は十分でない。

今後の方向性

小樽港へのクルーズ客船の寄港促進を図るため、船社・代理店などに対する情報発信など、誘致活動や受入体制の整備について、圏域内の町村と連携して取組を進めてきた。今後も寄港促進の取組を推進し、圏域内の周遊性を高め、クルーズ客船寄港による経済波及効果をさらに更に高める取組が必要である。

小樽市をはじめ始め圏域においては、札幌圏からの日帰り観光客が大半を占めていることから、当面は札幌圏に向けた効果的な情報発信により、滞在時間の延長や交流人口の拡大に努めるものとする。

また、観光拠点の運営の効率化や、機能の向上に努めるほか、高速道路の整備や新幹線開業を見据え、ニセコや倶知安など後志との広域観光を推進するとともに、地域資源を活用したアグリツーリズムやワインツーリズム、メディカルツーリズムなどの各種ツーリズムの取組を視野に入れた、長期滞在型観光へ向けた取組が必要である。

外国人観光客の誘致促進の取組については、対象地域が東アジア圏から東南アジア圏に拡大していることを踏まえ、国別の観光プロモーションなどの情報発信や、観光案内所の多言語対応などが必要である。

(4) 教育**～生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化～****取組事項**

- ① 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
- ② 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。

これまでの取組

圏域住民への生涯学習の機会を提供や、公共施設の共同利用は思うように進んでいない。

今後の方向性

公共施設の共同利用の取組では、イベント等の情報提供に止とどまっている。小樽市が開催する市民講座などへの近隣5町村からの参加者が少なく交流が図られていないことから、情報提供の方法を見直すとともに、圏域住民のニーズ等を踏まえ、講座内容や開催時間の見直しを検討する必要がある。また、引き続き、圏域内の文化財や史跡などの保護に努めるとともに、その効果的な活用について検討を行う必要がある。

(5) その他福祉・安心な暮らし**～住民が安心して暮らせる地域づくり～****取組事項**

- ① 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。

これまでの取組状況

~~成年後見センターや消費者センターの共同利用のための体制を整備した。により、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図った。~~

今後の方向性

成年後見センターや消費者センターの共同利用は、近隣町村に代替機能がないことから、住民の安全・安心な暮らしに寄与している。今後も広報紙やホームページでの積極的な広報に努めるほか、民生児童委員や町内会、包括支援センター等との連携により、利用促進に努める必要がある。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

～生活路線や交通手段の維持及び確保～

取組事項

- ① 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
- ② 多様な交通手段の組合せにより地域の生活環境や観光客の利便性を確保する。

これまでの取組状況

~~生活路線バスの運行便数は確保しているが、利用実態等の把握が進んでいない。生活路線バスの運行補助の取組とコミュニティバスの運行により圏域住民の移動手段の確保を図るとともに、中心市において市民ニーズや利用実態を把握するための調査を実施した。~~

今後の方向性

圏域における人口減少に伴い、生活路線バスの輸送人員は減少傾向にある。また、燃料費の高騰なども相まって、バス事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

通院や通勤・通学などに必要な生活路線の維持は不可欠である。今後も運行便数の維持のため、運行補助の取組とコミュニティバスの運行を継続するほか、利用率の把握による効率的な運行方法について、各市町村とバス事業者などが協働して調査・研究を行う必要がある。一方で、バス利用者の減少に伴う不採算路線の縮小、廃止が想定されることから、路線バスの廃止代替対応や、公共交通空白地域対応、高齢者福祉対応などのため、多様な交通手段の導入について検討する必要がある。

(2) 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備**～ 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 ～****取組事項**

- ① 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークを強化するの構築・充実を図る。

これまでの取組状況

圏域の情報格差の実態が不明なため、ICTインフラについては導入が進んでいない。

今後の方向性

圏域における地域医療連携システムについては、各医療機関における導入経費の負担等の課題もあり、本格的な運用には至っていない。今後も現在運用中の「ID-Link」への登録拡大を図りつつ、国や北海道の財政支援を求めながら、地域医療連携の推進に努める必要がある。

(3) 道路等の交通インフラの整備**～ 効率的な道路交通ネットワークの形成 ～****取組事項**

- ① 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。

これまでの取組状況

国道・高速道路・北海道新幹線など交通インフラの整備は着実に進行している。

今後の方向性

国道や道道、高規格道路、北海道新幹線などの交通インフラ整備に向け、関係機関への要望活動を行ってきた。今後も、圏域内の基幹交通のネットワークが形成されるよう、関係機関への要望活動を続けていく必要がある。

(4) 生産者と消費者の連携による地産地消**～ 新鮮で安全な地元の農水産物の圏域内消費 ～****取組事項**

- ① 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。

これまでの取組状況

農水産物の消費拡大イベントで交流人口は増加しているが、地産地消の取組は思うように進んでいない。

今後の方向性

圏域の豊富な食資源について、消費拡大のイベント開催の取組は、集客による交流人口の増加や、情報発信に寄与している。一方で、イベントは市町村単位の取組に主とどまっており、地産地消は一部事業者の取組に主とどまっているなど、圏域の連関が高まっているとはいえない。今後も市町村においてイベント開催を継続しつつ、圏域内における情報共有、産消協働や6次産業化の取組、地域ブランドの向上を推進することが必要である。

(5) 地域圏域内外の住民との交流及び移住

～ **北しりべし地域圏域**の魅力を発信による移住及び長期居住の促進～

取組事項

- ① 首都圏を中心に北しりべし地域の圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。

これまでの取組状況

**圏域の温泉施設やキャンプ場は、交流人口の増加や雇用維持につながっているが、施設の老朽化と経営の効率化への対策が遅れている。
新規就農や農村体験の取組で圏域外からの就農が増えている。**

今後の方向性

圏域の温泉施設やキャンプ場などの交流施設では、圏域外からも多くの利用があり、交流人口の増加や雇用維持に寄与していると考えられる。一方で施設の老朽化や経営状況の悪化等も懸念され、利用者の維持・増加に向けたPRの強化や、経営方法の改善も必要となっている。

新規就農・農村体験の取組は、圏域外からの就農者数の増加に寄与していると考えられる。圏域の重要な産業である農業の維持と発展のため、今後も受入農家や就農研修に係る費用の助成等を継続することが必要である。

各市町村において移住促進に向けた取組を行っているなか中、それぞれの特性を生いかした情報の発信手法や、体制づくりも含めた連携の在り方について検討を進めることが必要である。

～ **圏域における情報共有・情報提供の充実**～

取組事項

- ① 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。

これまでの取組状況

圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約して住民に提供する情報提供コーナーを市役所内に設置した。

今後の方向性

引き続き圏域内の各市町村の行政情報の共有に努め、住民への積極的な情報提供を更に進めていく必要がある。また、住民への積極的な情報提供について、新たな取組についても検討していく必要がある。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

～ 地域をけん引する人材の育成及び確保 ～

取組事項

- ① 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及びするとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。

これまでの取組状況

圏域における人材育成の取組は、実態把握が遅れているため、事業者や起業者向けの商業関連のセミナー等の開催による人材育成には努めているものの、その他の分野については思うように進んでいない。
住民会議の設置には至っておらず、設置目的や取組内容も議論されていない。

今後の方向性

圏域における人材育成の取組について、セミナー等の開催が周知されていないと考えられることから、実態の把握を行うとともに、圏域住民により多くの参加機会が与えられるよう、周知の方法について検討を行うことが必要である。

各分野で活躍する人材相互の連携を推進する、住民会議の設置の取組は、圏域の市町村職員の交流が十分でないこともあり、民間レベルでの交流も実態把握が遅れている。当面は市町村職員の交流を定期的に行い、住民会議については設置目的や、具体的な取組内容を再検討のうえ、設置について協議を行っていくことが必要である。

(2) 圏域内市町村の職員の能力向上圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

～ 職員の能力向上情報交換・意見交換の場の活用 ～

取組事項

- ① 職員の資質及び政策課題への対応力を高める職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。

これまでの取組状況

圏域市町村で認識が共有されておらず、継続的な研修実施に至っていない圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議を設置し、広域的に取り組んでいるものがある。

今後の方向性

研修の目的や実施内容等について、圏域市町村で認識が共有されておらず、1年度限りの実施で休止している。

しかしながら、地域の課題は一層複雑化・多様化してきており、円滑な広域行政の推進を図るためには、圏域内における各自自治体間の職員の情報交換や意見交換の場を

積極的に設け、連携強化を図ることにより、共通認識を醸成していくことが必要である。

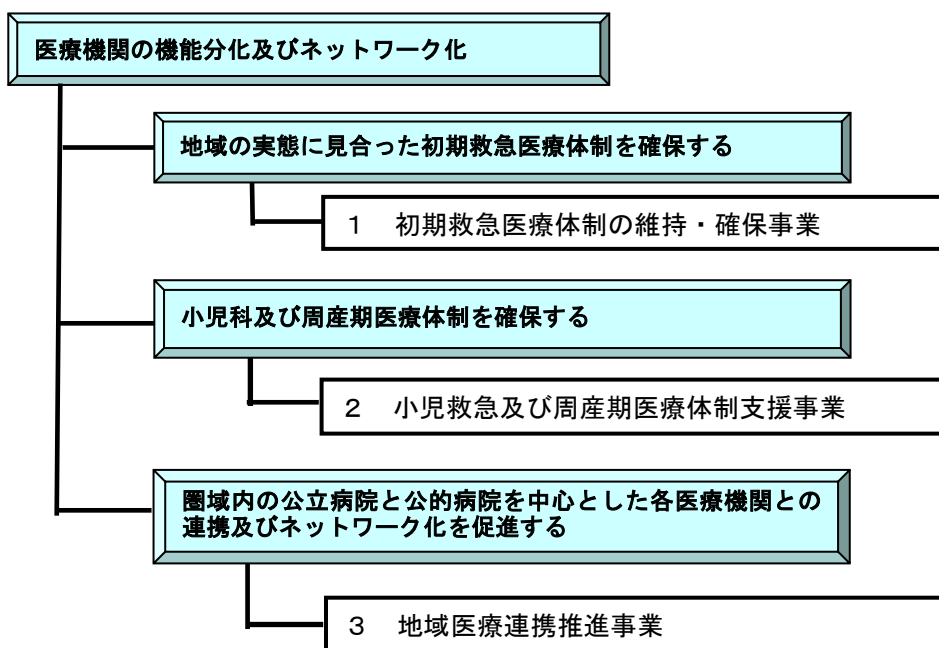
圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議をより多く設置し、圏域の行政課題の解決のための広域的な取組を拡大していくことが必要である。

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

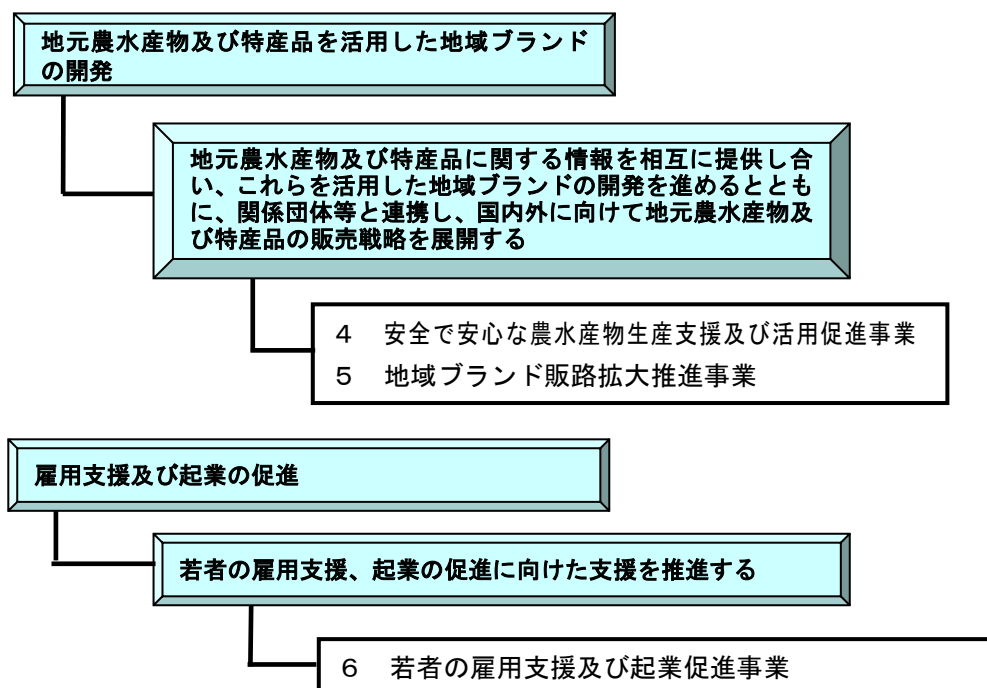
1 政策分野別共生ビジョンの体系

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

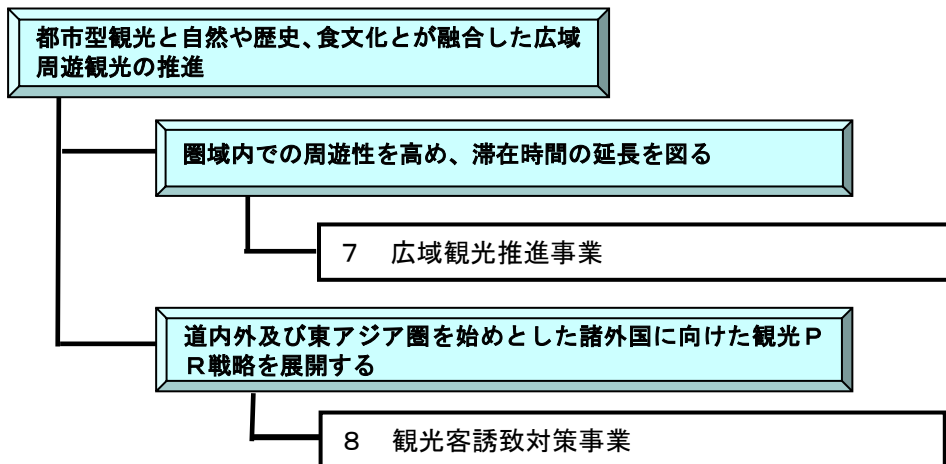
① 医療



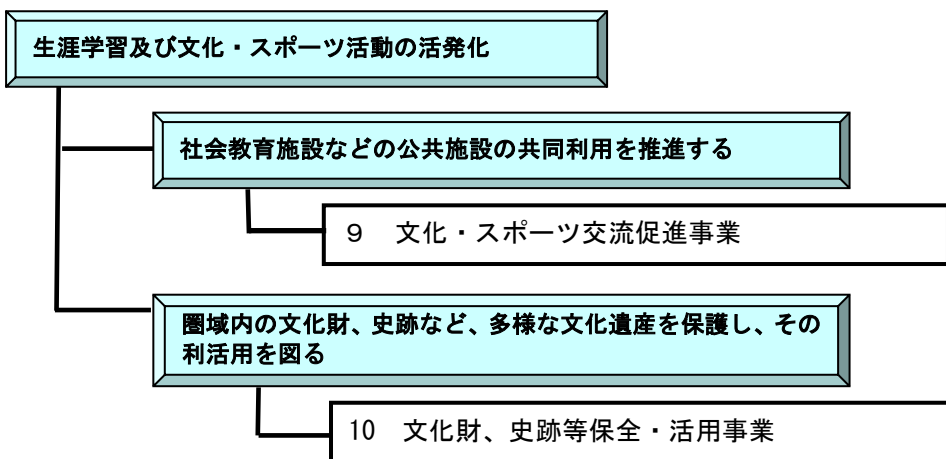
② 産業振興



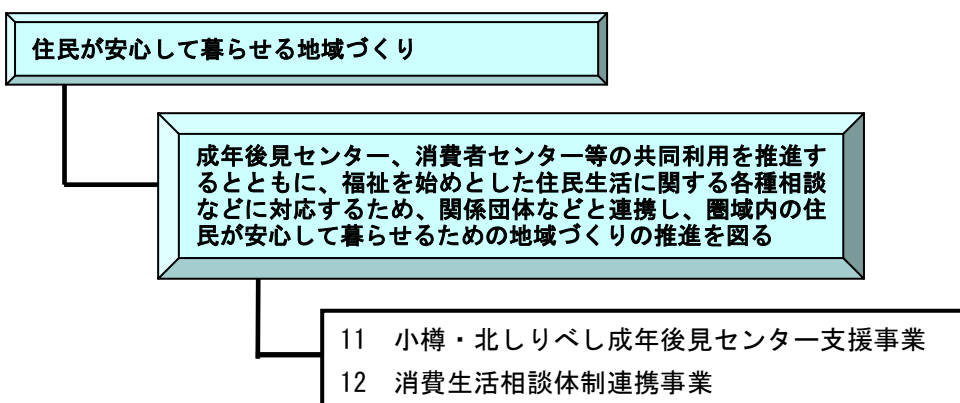
③ 広域観光



④ 教育

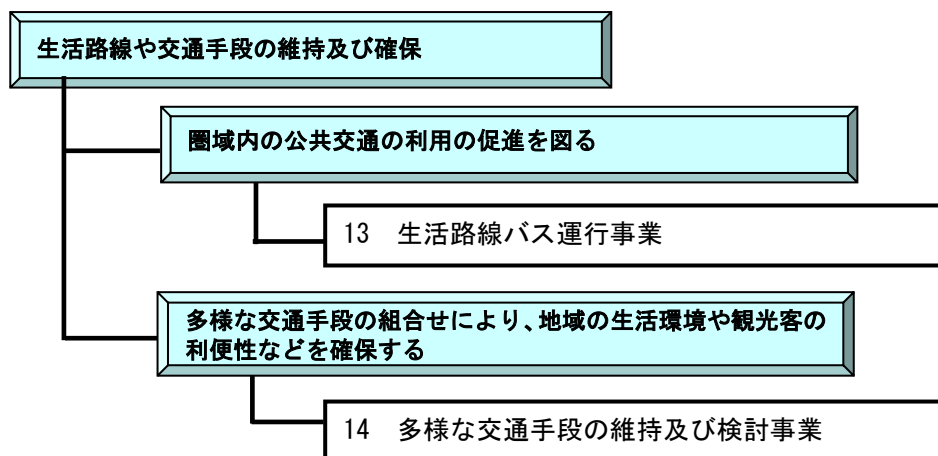


⑤ 福祉・安心な暮らし

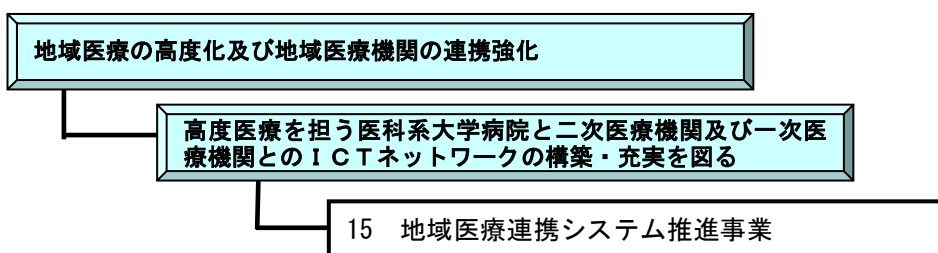


(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

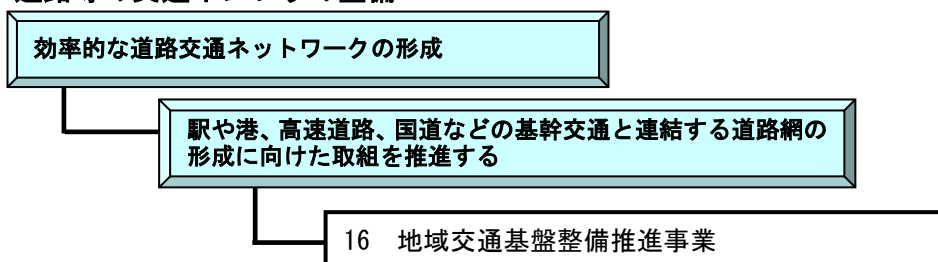
① 地域公共交通



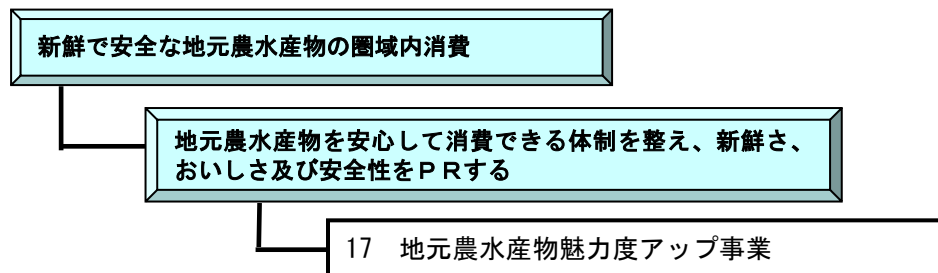
② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



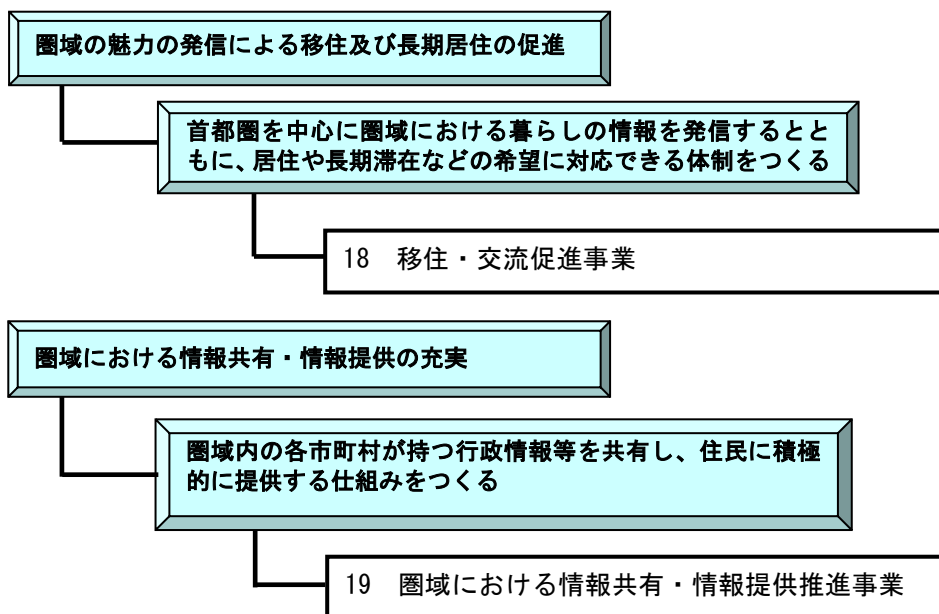
③ 道路等の交通インフラの整備



④ 生産者と消費者との連携による地産地消

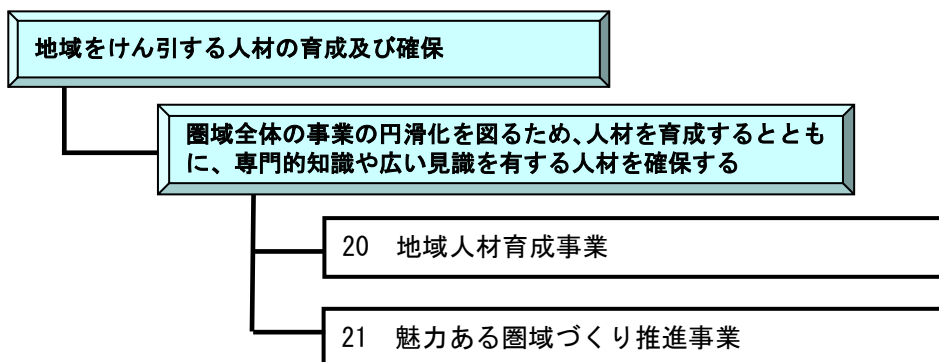


⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

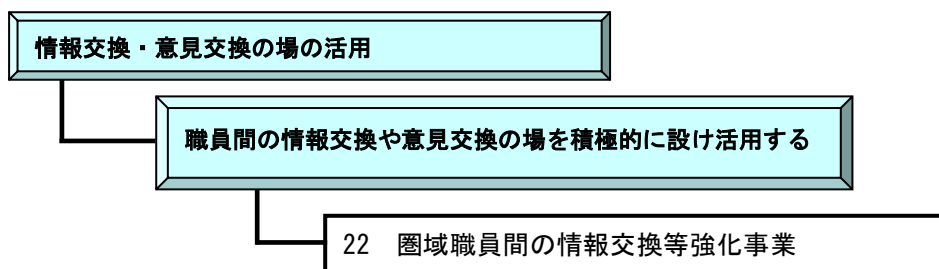


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成



② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用



2 政策分野別の事業概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

① 医療

基本目標

- ・ 圏域内人口 10 万人当たりの病院・一般診療所の施設数 [か所] :
 [現状値] 88.19 (平成 31 年) → 【目標値】 88.19 (令和 6 年)
 (資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (総務省)、道内医療機関名簿 (北海道))
- ・ 圏域内人口 10 万人当たりの病院・一般診療所の病床数 [床] :
 [現状値] 2,490.0 (平成 31 年) → 【目標値】 2,490.0 (令和 6 年)
 (資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (総務省)、道内医療機関名簿 (北海道))

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。				
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。				
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。				
	取組の概要	小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。				
	取組に係る成果指標 (KPI)	初期救急医療体制を構成する医療機関での応需日数 [日] : [現状値] 365 (平成 30 年度) → 【目標値】 366 (令和 6 年度) (資料：小樽市保健所調べ)				
具体的な事業	事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制(夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応) に対して、必要な支援を行います。 ○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。				
	期待される効果	・ 圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。 ・ 救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		223,575	223,575	223,575	223,575	223,575
充当財源	諸収入 (負担金)					
注) 事業費は、見込額						

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。				
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。				
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。				
取組の概要	圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。					
取組に係る 成果指標 (KPI)	地域周産期母子医療センター（北海道社会事業協会小樽病院）の分娩取扱い： 【現状値】再開（平成30年度）→【目標値】継続（令和6年度） (資料：小樽市保健所調べ)					
	小児科救急医療の応需日数【日】： 【現状値】365（平成30年度）→【目標値】366（令和6年度） (資料：小樽市保健所調べ)					
具体的 な事業	事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。				
	期待される効果	・地域周産期母子医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		28,961	28,961	28,961	28,961	28,961
	充当財源	道補助金、諸収入（負担金）				
注) 事業費は、見込額						

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。				
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。				
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。				
	取組の概要	地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワークの構築に取り組みます。				
取組に係る成果指標(KPI)	圏域内の公立病院と連携する医療機関数【か所】： 【現状値】 94（平成30年度）→【目標値】 94（令和6年度） (資料：小樽市立病院調べ)					
具体的な事業	事業名	3 地域医療連携推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p>				
	期待される効果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディーで最適な医療サービスの提供ができます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		172,690	171,688	161,197	151,519	151,519
充当財源						
注) 事業費は、見込額						

② 産業振興

基本目標

- ・ 圏域内の収穫量（水稻・野菜類）・農業産出額（推計額）〔ト・百万円〕：
 [現状値] 11,417・10,430（平成29年）→【目標値】11,417・10,430（令和6年）
 （資料：作物統計調査（農林水産省）、市町村別農業算出額（推計）（農林水産省））
- ・ 圏域内の水産物漁獲高（数量・金額）〔ト・百万円〕：
 [現状値] 18,020・7,615（平成29年）→【目標値】18,020・7,615（令和6年）
 （資料：北海道水産現勢（北海道））
- ・ 圏域内の製造品出荷額等〔百万円〕：
 [現状値] 196,789（平成29年）→【目標値】196,789（令和6年）
 （資料：工業統計調査（経済産業省））

協定書の内容	協定項目・取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
取組の概要	国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。	
取組に係る成果指標(KPI)	展示商談会等における商談件数〔件〕： [現状値] 410（平成30年度）→【目標値】 470（令和6年度） （資料：「小樽産品」販路拡大支援事業実績）	
	海外展示会等参加企業数〔社〕： [現状値] 5（平成30年度）→【目標値】 7（令和6年度） （資料：海外販路拡大支援事業実績）	
	小樽物産展主催件数〔件〕： [現状値] 1（平成30年度）→【目標値】 1（令和6年度） （資料：小樽ブランド販路拡大推進事業実績）	

具体的な事業	事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行います。</p> <p>○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。</p> <p>○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。</p>				
	期待される効果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		477,002	35,965	35,965	35,965	35,965
充当財源	基金繰入金、過疎債					

具体的な事業	事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○道内外における販路拡大 地元の素材を生かした加工食品等の開発を促進するとともに、道内外での物産展の開催及び支援、アンテナショップの展開、展示会への出展などにより、地場産品のPRと販路拡大を図ります。</p> <p>○海外に向けた販路拡大 海外への販路拡大を目的とする商談会、展示会等への参加や、新たな商品の輸出などに対して必要な支援を行うことにより、地場産品の海外での販路開拓・拡大を促進します。</p>				
	期待される効果	新たな販路拡大策の展開により、圏域の産業基盤の維持・確保が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4,650	4,650	4,650	4,650	4,650
充当財源						

注) 事業費は、見込額

協定書の内容	協定項目・取組事項	雇用支援及び起業の促進 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。				
	中心市の役割	ア 圏域内の高等学校及び企業と連携し、圏域内での雇用促進を図る。 イ 市内での起業を促進するため、必要な支援を行う。				
	関係町村の役割	ア 小樽市が実施する雇用促進の取組に対し、関係町村の区域内にある高等学校及び企業に参加を呼びかけるなどの必要な協力を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市が実施する起業促進の取組を周知する。				
取組の概要	圏域内における若者の雇用を促進するため、企業説明会などの開催に係る支援を行うほか、起業を促進するための支援を行います。					
取組に係る成果指標(KPI)	圏域内における高校生の圏域内就職割合 [%] : 【現状値】 42.9 (平成30年度) → 【目標値】 45.0 (令和6年度)					
	圏域内における新規起業数 [件] : 【現状値】 62 (平成30年度) → 【目標値】 80 (令和6年度)					
具体的な事業	事業名	6 若者の雇用支援及び起業促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○若者の雇用支援 圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行い、圏域内での若者の雇用に結びつけます。 ○起業の促進に向けた支援 新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行います。				
	期待される効果	高校生の就職に向けた実践力の習得や就労意欲の向上につながるほか、雇用のミスマッチ防止が期待できます。また、新たな起業者が増えることで、圏域内の産業振興につながることを期待できます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		27,770	27,770	27,770	27,770	27,770
充当財源	基金繰入金					
注) 事業費は、見込額						

③ 広域観光

基本目標

・ 圏域内の観光入込客数 [千人] :

[現状値] 11,364.5 (平成30年度) → 【目標値】 13,000.0 (令和6年度)

(資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))

・ 圏域内の宿泊客数 [千人] :

[現状値] 1,082.8 (平成30年度) → 【目標値】 1,200.0 (令和6年度)

(資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
	中心市の役割	ア 関係団体等と連携し、自然、歴史、文化、食などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内における自然、歴史、文化、食、交通移動手段など、観光に関する情報を小樽市と共有する。 イ 小樽市と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。
取組の概要	自然、歴史、文化、景観、食、温泉、体験など多くの観光資源を有する本圏域において、これら観光資源の連携を図ることによって、観光客の満足度を高める新しい観光商品を創出します。	
取組に係る 成果指標 (KPI)	(再掲) 圏域内の観光入込客数 [千人] : [現状値] 11,364.5 (平成30年度) → 【目標値】 13,000.0 (令和6年度) (資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))	
	(再掲) 圏域内の宿泊客数 [千人] : [現状値] 1,082.8 (平成30年度) → 【目標値】 1,200.0 (令和6年度) (資料：北海道観光入込客数調査報告書 (北海道))	

具 体 的 な 事 業	事業名	7 広域観光推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○圏域内の観光情報を発信 圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、新たな観光資源を発掘するとともに、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ客船の乗船客等に対し、圏域に隣接する倶知安・ニセコなど後志管内町村と連携して情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。 <u>情報発信においては、圏域としての特徴のある情報発信を検討します。</u> ○観光物産センター等での連携 圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図ります。				
	期待される効果	広域的な観光PRを通じて観光客の周遊性を高めることによって波及効果が期待できます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		89,357	89,357	90,657	89,357	89,357
充当財源	過疎債、諸収入 (使用料・負担金)					

注) 事業費は、見込額

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。				
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PRを行う。				
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。				
取組の概要	東アジア圏はもとより、東南アジア圏など、海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、観光プロモーションを行い、観光客のニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。					
取組に係る 成果指標(KPI)	圏域内の外国人宿泊客数[人]: 【現状値】 320,357(平成30年度) → 【目標値】 500,000(令和6年度) (資料:北海道観光入込客数調査報告書(北海道))					
具 体 的 な 事 業	事業名	8 観光客誘致対策事業			実施主体	全市町村
	事業内容	<p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 東アジア圏はもとより、今後増加が見込まれる東南アジア圏など、海外からの観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図ります。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化など、言葉の壁を意識することなく過ごせる環境づくりに取り組みます。 さらに、食と結びつけた観光情報をよりグローバル*な視点で発信する取組について、産・学・官での連携した取組も視野に入れ、推進します。</p>				
	期待される効果	知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		47,974	48,474	48,974	49,474	53,074
充当財源						
注) 事業費は、見込額						

* 「グローバル (Glocal)」とは、グローバル (Global: 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local: 地方の、地域的な) を合わせた造語。「世界的な視野で考え、地域に根ざした視点で行動する」という考え方。

④ 教育

基本目標

- ・文化・スポーツ交流促進事業参加者及び文化財、史跡等来場者の数【人】：
【現状値】 128,291（平成30年度）→【目標値】 128,291（令和6年度）

（資料：文化・スポーツ交流促進事業実績、文化財、史跡等保全・活用事業実績）

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。				
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。				
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。				
	取組の概要	文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。				
	取組に係る成果指標(KPI)	文化・スポーツ交流促進事業参加者数【人】： 【現状値】 2,110（平成30年度）→【目標値】 2,110（令和6年度） （資料：文化・スポーツ交流促進事業実績）				
具体的な事業	事業名	9 文化・スポーツ交流促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを利用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。				
	期待される効果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4,330	4,330	4,330	4,330	4,330
充当財源	諸収入（受講料）					

注) 事業費は、見込額

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。				
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。				
	関係町村の役割	関係町村の区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。				
取組の概要	圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの 保存保護 を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。					
取組に係る 成果指標 (KPI)	圏域内の文化財・史跡等の来場者数 [人] : [現状値] 126,181 (平成30年度) → 【目標値】 126,181 (令和6年度) <small>(資料：文化財、史跡等保全・活用事業実績)</small>					
具体的 な事業	事業名	10 文化財、史跡等保全・活用事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。				
	期待される効果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの 保存保護 及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		20,944	20,944	27,337	27,337	27,337
充当財源	基金繰入金					
注) 事業費は、見込額						

⑤ 福祉・安心な暮らし

基本目標

・ 成年後見センター・消費者センターの共同利用の維持継続

協定書の内容	協定項目・取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターの運営を支援し、共同利用を促進する。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用を推進する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市社会福祉協議会が運営している成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するほか、小樽市が設置している消費者センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
	取組の概要	圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、小樽・北しりべし消費者センターの共同利用の推進に努めます。
	取組に係る成果指標(KPI)	(再掲) 成年後見センター・消費者センターの共同利用の維持継続

具体的な事業	事業名	11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業	実施主体	全市町村	
	事業内容	圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。			
	期待される効果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。			
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		29,010	29,010	29,010	29,010
充当財源	国庫補助金、道補助金、基金繰入金				

具体的な事業	事業名	12 消費生活相談体制連携事業			実施主体	全市町村
	事業内容	消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽・北しりべし消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。				
	期待される効果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		8,231	8,231	8,231	8,231	8,231
充当財源	道補助金、諸収入（負担金）					
注) 事業費は、見込額						

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

① 地域公共交通

基本目標

- ・ 広域的なバス路線の路線数（積丹線・余市線・**銀山線ニキバス**・赤井川線）[路線]：
 [現状値] 4（平成30年度）→【目標値】 4（令和6年度）
 （資料：圏域市町村調べ）
- ・ 広域的なバス路線（積丹線・余市線・**銀山線ニキバス**・赤井川線）の年間運行回数[回]：
 [現状値] 30,272（平成30年度）→【目標値】 29,426（令和6年度）
 （資料：圏域市町村調べ）
- ・ 圏域内の各 JR 駅における乗降客数（公表されている駅のみ）[人/日]
 [現状値] 32,922（平成29年度）→【目標値】 34,000（令和6年度）
 （資料：国土数値情報（国土交通省））

協定書の内容	協定項目・取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
取組の概要	生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、 路線 バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行います。	
取組に係る成果指標 (KPI)	積丹線・ 銀山線ニキバス ・赤井川線の年間輸送人員（各路線合計）[人]： [現状値] 292,193（平成30年度）→【目標値】 290,379（令和6年度） （資料：圏域市町村調べ）	
	(再掲) 圏域内の各 JR 駅における乗降客数（公表されている駅のみ）[人/日] [現状値] 32,922（平成29年度）→【目標値】 34,000（令和6年度） （資料：国土数値情報（国土交通省））	

具体的な事業	事業名	13 生活路線バス運行事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図ります。 ○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、運行時間や乗降箇所などの実態把握を通じ、圏域内の公共交通の在り方等について検討します。				
	期待される効果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		31,354	32,524	32,524	32,524	32,524
充当財源	国庫補助金					

注) 事業費は、見込額

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。				
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。				
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。				
取組の概要	地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。					
取組に係る 成果指標(KPI)	各市町村におけるコミュニティバスの年間輸送人員(積丹町・古平町分の合計)[人]: 【現状値】 22,525(平成30年度) → 【目標値】 22,525(令和6年度) (資料:圏域市町村調べ)					
具 体 的 な 事 業	事業名	14 多様な交通手段の維持及び検討事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○通院バス等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。 ○多様な交通手段の確保の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の確保について検討を行います。				
	期待される効果	地域の生活交通の維持が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		19,117	19,117	19,117	19,117	19,117
充当財源						
注) 事業費は、見込額						

② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

基本目標

- ・小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している

圏域内の医療機関数 [か所] :

[現状値] 13（平成30年度）→【目標値】 13（令和6年度）

（資料：小樽市立病院調べ）

協定書の内容	協定項目・取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実を図る。				
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に転送できるICTネットワークの構築・充実を図る。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を行う。				
	関係町村の役割	ICTネットワークの構築・充実にあたり、関係町村の区域内の関係医療機関と調整する。				
取組の概要	圏域内の各医療機関におけるICTインフラの実態把握を行い、ICTネットワークの構築・充実を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。					
取組に係る成果指標（KPI）	（再掲）小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している圏域内の医療機関数 [か所] : [現状値] 13（平成30年度）→【目標値】 13（令和6年度） （資料：小樽市立病院調べ）					
具体的な事業	事業名	15 地域医療連携システム推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。				
	期待される効果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
充当財源						
注) 事業費は、見込額						

③ 道路等の交通インフラの整備

基本目標

圏域内の高速道路や国道、道道の整備促進：

- ・~~北海道横断自動車道（余市～小樽間）の完成（平成30年度予定）~~
- ・~~後志自動車道小樽JCTフルジャンクション化の完成（令和5年度予定）~~
- ・~~国道5号（忍路防災・塩谷防災・栄町中央帯整備（フゴッペトンネル））の整備促進~~
- ・その他、圏域内の国道の安全対策・道道の新設等に係る整備促進、など

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	効率的な道路交通ネットワークの形成 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。				
	中心市の役割	北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。				
	関係町村の役割	小樽市と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。				
取組の概要	圏域内の国道・道道の整備促進、 北海道横断自動車道（共和～小樽間） 後志自動車道小樽JCTのフルジャンクション化 や 倶知安余市道路（共和～余市間） の早期完成や、また、北海道新幹線の札幌までの早期開業が図られるよう、関係機関との連携を図ります。					
取組に係る 成果指標（KPI）	札幌自動車道の通行量 [台/日]： [現状値] 52,558（平成30年度） → 【目標値】 54,000（令和6年度） （資料：東日本高速道路㈱公表資料）					
具体的 な事業	事業名	16 地域交通基盤整備推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域構成市町村が共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。				
	期待される効果	国などの関係機関と連携を図り、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を行うことにより、圏域内の基幹交通のネットワーク化が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		6,241	1,951	1,951	1,951	1,951
充当財源	国庫補助金、市債					
注) 事業費は、見込額						

④ 生産者と消費者との連携による地産地消

基本目標

- ・ 地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの来場者数（圏域内合計）[人]：
 [現状値] 42,800（平成29年度）→【目標値】 50,000（令和6年度）

（資料：地元農水産物魅力度アップ事業実績）

協定書の内容	協定項目・取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。				
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。				
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。				
	事業の概要	圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。				
取組に係る成果指標(KPI)	（再掲）地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの来場者数（圏域内合計）[人]： 【現状値】 42,800（平成29年度）→【目標値】 50,000（令和6年度） （資料：地元農水産物魅力度アップ事業実績）					
具体的な事業	事業名	17 地元農水産物魅力度アップ事業		実施主体	全市町村	
	事業内容	○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。 ○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。				
	期待される効果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		9,652	9,652	9,652	9,652	9,652
充当財源						

注) 事業費は、見込額

⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

基本目標

- ・ 圏域内人口の社会増減数（転入－転出）[人]：
 [現状値] Δ1,202（平成30年）→【目標値】 Δ1,130（令和6年）
 （資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省））
- ・ （再掲）圏域内の観光入込客数[千人]：
 [現状値] 11,364.5（平成30年度）→【目標値】 13,000.0（令和6年度）
 （資料：北海道観光入込客数調査報告書（北海道））

協定書の内容	協定項目・取組事項	圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、圏域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 圏域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	関係町村の区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
取組の概要	ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。	
取組に係る成果指標（KPI）	圏域各市町村移住担当窓口への移住相談者のうち把握した移住者数[人]： [現状値] 34（平成30年度）→【目標値】 60（令和6年度） （資料：圏域市町村調べ）	

具体的な事業	事業名	18 移住・交流促進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○圏域内外の住民との交流促進 多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などの自然体験施設の運営を通じ、圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。				
	期待される効果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、移住・交流促進につながります。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		20,180	19,930	9,930	9,930	9,930
充当財源	国庫補助金、道補助金					

注) 事業費は、見込額

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	圏域における情報共有・情報提供の充実 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。				
	中心市の役割	圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する仕組みを構築する。				
	関係町村の役割	各種行政情報等を小樽市に提供するとともに、小樽市から提供された圏域全体の当該情報等を住民に提供する。				
	取組の概要	北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を目的として、共生ビジョンに基づき実施している事業のほか、各市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供します。				
取組に係る 成果指標 (KPI)	圏域各市町村における圏域情報提供箇所数 (か所) : 【現状値】 4 (平成30年度) → 【目標値】 6 (令和6年度) (資料：圏域市町村調べ)					
具体的 な事業	事業名	19 圏域における情報共有・情報提供推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図ります。				
	期待される効果	各市町村の行政情報等を圏域内の住民が共有でき、交流の促進につながります。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0	0	0	0	0
充当財源						
注) 事業費は、見込額						

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

① 人材の育成

基本目標

- ・ 中心市が実施する各種講座やセミナー等の地域人材育成事業への参加者数 [人] :
 [現状値] 178 (平成 30 年度) → 【目標値】 200 (令和 6 年度)

(資料：地域人材育成事業実績)

協定書の内容	協定項目・取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。				
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。				
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、関係町村の職員や関係者を派遣する。				
取組の概要	小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などへ圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。					
取組に係る成果指標 (KPI)	(再掲) 中心市が実施する各種講座やセミナー等の地域人材育成事業への参加者数 [人] : [現状値] 178 (平成 30 年度) → 【目標値】 200 (令和 6 年度) (資料：地域人材育成事業実績)					

具体的な事業	事業名	20 地域人材育成事業			実施主体	小樽市
	事業内容	○各種セミナーの開催 小樽市が開催する商工業振興施策説明会や、各種団体等が行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などに圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。				
	期待される効果	将来の圏域を担う人材を育成することができます。				
	年度別事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0	0	0	0	0
充当財源						

具 体 的 な 事 業	事業名	21 魅力ある圏域づくり推進事業			実施主体	全市町村
	事業内容	○北しりべし住民会議（仮称）の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。				
	期待される効果	持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0	0	0	0	0
充当財源						

注) 事業費は、見込額

② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

基本目標

- ・圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数【件】：
 【現状値】 16（平成30年度）→【目標値】 20（令和6年度）

（資料：中心市調べ）

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	情報交換・意見交換の場の活用 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。			
	中心市の役割	小樽市の各部局から積極的に関係町村に対し情報提供を図るとともに、意見交換の場を積極的に設け、意思疎通を図る。			
	関係町村の役割	小樽市の各部局からの情報提供や意見交換の場への参加を通じ、意思疎通を図るとともに、関係町村からも必要に応じ情報提供や意見交換の場を設けることに努める。			
取組の概要	圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、情報交換や意見交換の場を積極的に設け、その活用を図ります。				
取組に係る 成果指標（KPI）	（再掲）圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数【件】： 【現状値】 16（平成30年度）→【目標値】 20（令和6年度） （資料：中心市調べ）				

具 体 的 な 事 業	事業名	22 圏域職員間の情報交換等強化事業			実施主体	全市町村
	事業内容	圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図ります。				
	期待される効果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、共通認識が図られ、円滑な広域行政の推進が期待できます。				
	年度別 事業費(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		0	0	0	0	0
充当財源						

注) 事業費は、見込額

実施事業一覧

(事業費は、見込額)

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
古平町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	384	384	384	384	384		
仁木町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	384	384	384	384	384		
余市町	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307		
赤井川村	協定書別表第1 1	周産期医療支援事業	圏域内の周産期医療の維持・確保のため、小樽市が助成する経費の一部を負担する	150	150	150	150	150		
3 地域医療連携推進事業				172,690	171,688	161,197	151,519	151,519		
古平町	協定書別表第1 1	古平診療所運営事業	平成28年度から町立化した古平診療所の管理・運営	107,838	107,838	107,838	107,838	107,838		
余市町	協定書別表第1 1	余市協会病院建設補助	建設費借入金に係る元利償還金に対する補助	21,171	20,169	9,678	—	—		
余市町	協定書別表第1 1	余市協会病院医療研究補助	余市協会病院に対する医療研究活動に対する補助	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200		
赤井川村	協定書別表第1 1	赤井川診療所運営事業	赤井川診療所の管理・運営	40,100	40,100	40,100	40,100	40,100		
小樽市	協定書別表第1 1	クリニカルパスによる医療連携事業	地域連携クリニカルパスを導入し、各医療機関で共有することにより、医療の標準化を図り、連携を推進する	0	0	0	0	0		
小樽市	協定書別表第1 1	地域医療連携センター機能充実事業	地域の医療従事者の資質向上を図るための取組を推進する	381	381	381	381	381		
合 計				425,226	424,224	413,733	404,055	404,055		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
5 地域ブランド販路拡大推進事業				4,650	4,650	4,650	4,650	4,650		
小樽市	協定書別表第12	小樽ブランド販路拡大推進事業	北海道内外での百貨店などで開催される物産展への参加により、地場産品のPRを図る	700	700	700	700	700		
小樽市	協定書別表第12	地域経済交流促進事業費補助	隣接する札幌市内の量販店において、小樽市内及び後志管内で生産されている地場産品のPR及び観光情報を発信する	300	300	300	300	300		
小樽市	協定書別表第12	稼ぐ力向上実践事業	本市及び後志管内町村の食料品関係事業者が、商談会(関西、関東)への参加や、新たな販路等での販売、商品の磨上げ相談等を通じて人材育成を図り、当該事業者の稼ぐ力を向上させる。	未定	未定	未定	未定	未定		
小樽市	協定書別表第12	海外販路拡大支援事業	海外への販路拡大を目的とした商談会・展示会等への参加費用を補助するほか、札幌市等との連携による海外商談会・展示会へ参加する	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650		
6 若者の雇用支援及び起業促進事業				27,770	27,770	27,770	27,770	27,770		
小樽市	協定書別表第12	労働者地元定着事業	新規卒業者の就職に当たり、小樽市内の企業等による企業説明会や企業見学会、就職ガイダンス等を行い、圏域内での雇用確保を図る	20	20	20	20	20		
小樽市	協定書別表第12	若者就職マッチング支援事業	主に市内の高校・大学生を対象に、就職率向上及び地元定着を図るため、企業出前説明会など地元企業をよりよく知ってもらう事業を実施する	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	基金繰入金	
小樽市	協定書別表第12	空き店舗対策支援事業	小樽市内の商店街等の空き店舗に出店する事業者到店舗家賃の一部を助成し、空き店舗の解消と新たな雇用の創出を図る	450	450	450	450	450		
小樽市	協定書別表第12	創業支援事業	市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を補助する(内外装工事補助・事務所等家賃補助・利子補給・商店街店舗家賃補助)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	基金繰入金	
合 計				509,422	68,385	68,385	68,385	68,385		

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
余市町	協定書別表第13	道の駅維持管理委託	維持管理業務委託(「スペース・アップルよいち」)	4,543	4,543	4,543	4,543	4,543		
赤井川村	協定書別表第13	村観光振興事業補助	村観光PR活動に要する経費に対する助成	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
8 観光客誘致対策事業				47,974	48,474	48,974	49,474	53,074		
小樽市	協定書別表第13	観光客誘致対策	北海道内外の物産展で観光プロモーションを行うほか、教育旅行キャンペーンを行う	500	500	500	500	500		
小樽市	協定書別表第13	観光誘致促進事業費補助	小樽観光協会が実施する外国人観光客受入推進のための講演会や外国語講座の開催などの事業に対し補助する	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900		
小樽市	協定書別表第13	観光広告プロモーション事業費補助	道内外からの観光客誘致を図るため、新聞や雑誌などを活用した広告宣伝事業を実施する小樽観光協会に対し補助する	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
小樽市	協定書別表第13	観光ポスター等制作事業	新規観光ポスター及びポストカードの制作・印刷、発送等を行う	—	—	—	—	3,100		
小樽市	協定書別表第13	観光マップ作成費補助	観光マップ(英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)の外国語マップを含む)付きガイドブックの作成を行う小樽観光協会へ補助する	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600		
小樽市	協定書別表第13	宣伝物製作等経費	各地での観光物産展、全国の旅行代理店等への販促ツールとしての提供など、観光PR活動で使用する観光宣伝物の作成及び送付を行う	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900		
小樽市	協定書別表第13	東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助	東アジアをはじめとした外国人観光客の誘致キャンペーンなどを札幌市や運輸局などと連携して実施する小樽国際観光客誘致委員会に対し補助する	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
小樽市	協定書別表第13	外国語通訳配置支援事業費補助	外国人観光客をはじめとする観光案内の需要に対応するため、堺町通りにおいて観光案内所を開設する小樽堺町通り商店街振興組合に対して運営費を補助する	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800		
小樽市	協定書別表第13	移動式Wi-Fi環境整備事業	観光客の利便性向上を図るため、クルーズ客船の入港や市内で開催されるイベントにおいて、観光客等が無料で利用できる移動可能な公衆無線LANを整備する	0	0	0	0	0		H27に整備。以後事業費予算0円で実施

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
小樽市	協定書別表第13	観光案内所運営費交付金	J R小樽駅及び浅草橋街園の観光案内所を運営するための経費を小樽観光協会へ交付する	27,100	27,600	28,100	28,600	29,100		
余市町	協定書別表第13	iセンター開設業務委託	観光案内所「余市iセンター」の業務委託	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674		
合 計				137,331	137,831	139,631	138,831	142,431		

○教育

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
9 文化・スポーツ交流促進事業				4,330	4,330	4,330	4,330	4,330		
小樽市	協定書別表第14	市民大学講座実行委員会補助	生涯学習の機会を広く市民に提供するため、道内外から各分野から講師を招き、講座を開催する	1,800	1800	1800	1,800	1,800		
小樽市	協定書別表第14	北海道職業能力開発大学校公開市民講座開催経費	北海道職業能力開発大学校との共催により公開市民講座を開催する	47	47	47	47	47		
小樽市	協定書別表第14	はつらつ講座事業	生涯学習の推進の一環として、趣味や教養に関する各種講座を小樽市生涯学習プラザで開催する	2,093	2,093	2,093	2,093	2,093	諸収入(受講料)	
小樽市	協定書別表第14	生活講座等開催経費	市内に在住又は通勤する市民等を対象に、職業生活、家庭生活、健康及び一般教養などについての講習、実習として、外部講師による生活講座等を小樽市勤労女性センターで開催する	324	324	324	324	324	諸収入(受講料)	
小樽市	協定書別表第14	やんぐすくーる開催経費	市内に在住又は通勤・通学する、原則15歳～35歳の市民等を対象に、外部講師による各種教養講座等を小樽市勤労青少年ホームで開催する	66	66	66	66	66	諸収入(受講料)	
10 文化財、史跡等保全・活用事業				20,944	20,944	27,337	27,337	27,337		
小樽市	協定書別表第14	歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金	市内の歴史的建造物の保全を推進するため、景観条例に基づき登録している歴史的建造物のうち、民間が所有する建造物の外観に係る補修費の一部を助成する	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	基金繰入金	
小樽市	協定書別表第14	歴史的建造物等保全対策費	市民等に歴史的建造物の保全等に対する理解を深めるため、「歴史的建造物めぐり」などを開催するほか、損傷の著しい当該建造物等の説明板等の修繕を行う	540	540	540	540	540	基金繰入金	

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
小樽市	協定書別表第14	文化財保護活用等経費	本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う	545	545	545	545	545		
小樽市	協定書別表第14	重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店委託事業	国の重要文化財「旧日本郵船(株)小樽支店」の受付業務及び解説業務を特定非営利活動法人歴史文化研究所への委託により実施する	0	0	6,393	6,393	6,393		H30年11月から保存修理工事のため休館
積丹町	協定書別表第14	歴史的建築物・郷土資料等保存整理事業	歴史的建築物の調査保存や郷土の歴史的資料の分類整理と保存を行う	54	54	54	54	54		
余市町	協定書別表第14	文化財管理運営事業	余市町にある文化財施設の管理及び運営	9,805	9,805	9,805	9,805	9,805		
合 計				25,274	25,274	31,667	31,667	31,667		

○福祉・安心な暮らし

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業				29,010	29,010	29,010	29,010	29,010		
小樽市	協定書別表第15	成年後見制度利用支援事業	成年後見人を養成し、相談から後見人受任までの一連の手続きを支援する	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	国庫補助金 道補助金 基金繰入金	
小樽市	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターに係る経費を負担する	20,121	20,121	20,121	20,121	20,121	道補助金	
積丹町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽・北しりべし成年後見センターの運営に係る経費負担	442	442	442	442	442		
古平町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽・北しりべし成年後見センターの運営に係る経費負担	643	643	643	643	643		
古平町	協定書別表第15	権利擁護人材育成事業	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の育成	64	64	64	64	64		
仁木町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽・北しりべし成年後見センターの運営に係る経費負担	643	643	643	643	643		
余市町	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽・北しりべし成年後見センターの運営に係る経費負担	1,759	1,759	1,759	1,759	1,759	道補助金	
赤井川村	協定書別表第15	小樽・北しりべし成年後見センター負担金	小樽・北しりべし成年後見センターの運営に係る経費負担	258	258	258	258	258		

②結びつきやネットワークの強化

○地域公共交通

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
13 生活路線バス運行事業				31,354	32,524	32,524	32,524	32,524		
小樽市	協定書別表第2 1	後志地域生活交通確保 対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美 国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の一部を積丹 町・古平町・余市町・小樽市の沿線4自治体で按 分し補助する	352	499	499	499	499		
小樽市	協定書別表第2 1	市内交通アクセス実態 調査事業	圏域内の住民の病院や商業施設などへの移動にお ける公共交通の利用実態を把握し、利用促進のため の調査・研究を行う	—	—	—	—	—	国庫補助金	
積丹町	協定書別表第2 1	後志地域生活交通確保 対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美 国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を 沿線4自治体で按分し補助	977	1,384	1,384	1,384	1,384		
古平町	協定書別表第2 1	後志地域生活交通確保 対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美 国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を 沿線4自治体で按分し補助	836	1,185	1,185	1,185	1,185		
仁木町	協定書別表第2 1	仁木町予約制バス「ニ キバス」運行事業	市町村運営有償運送（交通空白輸送）による予約 制バス（仁木町尾根内～余市協会病院）運行事業	9,586	9,586	9,586	9,586	9,586		
余市町	協定書別表第2 1	協会病院バス路線運行 維持事業	バス事業者に対する助成	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
余市町	協定書別表第2 1	後志地域生活交通確保 対策事業費補助金	中央バスが運行している積丹線（小樽駅前～美 国、小樽駅前～積丹余別）の赤字額の2分の1を 沿線4自治体で按分し補助	641	908	908	908	908		
赤井川村	協定書別表第2 1	市町村生活バス補助	住民の生活の足となる路線バスを確保するため、 運行経費に対し助成	13,962	13,962	13,962	13,962	13,962		
14 多様な交通手段の維持及び検討事業				19,117	19,117	19,117	19,117	19,117		
積丹町	協定書別表第2 1	通院バス運行事業	町内唯一の医療機関である町立診療所所在地域以 外の町民に対する、診療所への通院バスの運行	851	851	851	851	851		多目的バス運行事業予 算の1/2
古平町	協定書別表第2 1	コミュニティバス運行 事業	町内唯一の医療機関である古平診療所と町内各地 域を結ぶコミュニティバスの運行	12,012	12,012	12,012	12,012	12,012		
古平町	協定書別表第2 1	デマンドバス運行事業	交通便利性の向上を図るため、デマンドバスを導 入し移動支援を行う。	6,254	6,254	6,254	6,254	6,254		
合 計				50,471	51,641	51,641	51,641	51,641		

○情報格差の解消へ向けたICT(情報通信技術)インフラの整備

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
15 地域医療連携システム推進事業				1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		
小樽市	協定書別表第2 2	地域医療連携システム推進事業	地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入する	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		
合 計				1,056	1,056	1,056	1,056	1,056		

○道路等の交通インフラの整備

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
16 地域交通基盤整備推進事業				6,241	1,951	1,951	1,951	1,951		
小樽市	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現、余市町・小樽市間及び塩谷・蘭島地区の国道改修について、関係機関との連携を図る	1,512	1,512	1,512	1,512	1,512		後志総合開発期成会、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会、小樽・余市間国道新設改修期成会、小樽国道協議会の負担金
小樽市	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業(新幹線事業関係経費)	北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担するほか、新函館北斗駅の開業効果を後志地域に波及させるためのPR活動を行う	未定	未定	未定	未定	未定	市債	
積丹町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	70	70	70	70	70		国道229号促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、小樽国道協議会の負担金
古平町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	63	63	63	63	63		北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、小樽国道協議会の負担金
仁木町	協定書別表第2 3	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	64	64	64	64	64		北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、小樽国道協議会の負担金

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
仁木町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業(計画策定)	地域にふさわしい公共交通のあり方を検討し、持続可能な地域公共交通のマスタープランである地域公共交通網形成計画を策定する	4,290	—	—	—	—	国庫補助金	
余市町	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	154	154	154	154	154		北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、小樽・余市間国道新設改修期成会、小樽国道協議会の負担金
赤井川村	協定書別表第23	地域交通基盤整備推進事業	後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期建設、北海道新幹線札幌延伸の早期実現について、関係機関との連携を図る	88	88	88	88	88		北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会、小樽国道協議会の負担金
合 計				6,241	1,951	1,951	1,951	1,951		

○生産者と消費者との連携による地産地消

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
17 地元農水産物魅力度アップ事業				9,652	9,652	9,652	9,652	9,652		
小樽市	協定書別表第24	直売所ガイドブック作成等事業	圏域内の農水産物やこれらを活用した加工品等が購入できる直売所等の情報を発信するため、ガイドブックの増刷・ホームページの更新を行う	315	315	315	315	315		
仁木町	協定書別表第24	さくらんぼフェスティバル補助	7月上旬に開催するさくらんぼフェスティバルに対する補助	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850		
仁木町	協定書別表第24	うまいもんじゃ祭り補助	10月上旬に開催するうまいもんじゃ祭りに対する補助	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687		
余市町	協定書別表第24	味覚の祭典事業負担金	9月下旬に開催する味覚の祭典事業に対する負担	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100		
赤井川村	協定書別表第24	カルデラの味覚まつり事業	8月上旬に開催するカルデラの味覚まつりに対する補助	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700		
合 計				9,652	9,652	9,652	9,652	9,652		

○圏域内外の住民との交流及び移住

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
18 移住・交流促進事業				20,180	19,930	9,930	9,930	9,930		
小樽市	協定書別表第25	移住促進事業	移住促進に向け、ホームページや首都圏における移住フェアへの参加による情報発信などを行う	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	国庫補助金	
古平町	協定書別表第25	温泉施設運営事業	圏域内の住民同士が交流する温泉施設の指定管理料	700	700	700	700	700		
古平町	協定書別表第25	家族旅行村(キャンプ場)運営事業	圏域内の住民同士が交流するキャンプ施設の運営事業	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
古平町	協定書別表第25	海水浴場管理事業	圏域内の住民同士が交流する海水浴場の管理事業	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180		
仁木町	協定書別表第25	新規受入農家報奨	受入農家に対する指導謝金	300	300	300	300	300		
仁木町	協定書別表第25	定住促進新築住宅取得・住宅改修補助事業	新築住宅取得又は住宅改修を行う移住者、子育て世代等に対する補助金の交付	未定	未定	未定	未定	未定		
余市町	協定書別表第25	移住・定住対策等事業	移住希望者向けに町の概要やセールスポイント等についてPR動画やパンフレットの作成、移住フェアの参加等により情報発信を行う	未定	未定	未定	未定	未定	道補助金	
余市町	協定書別表第25	新規就農者受入農家報奨金	受入農家に対する謝金・滞在謝金・指導謝金	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440		
余市町	協定書別表第25	就農研修家賃助成	就農研修者の家賃助成	360	360	360	360	360		
余市町	協定書別表第25	農村体験交流施設委託	施設管理業務委託	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
余市町	協定書別表第25	住宅取得等支援補助事業	町内への転入、定住を目的として行う土地と住宅の取得に対する補助金の交付	10,000	10,000	未定	未定	未定		
赤井川村	協定書別表第25	営農実習支援助成金	新規就農研修生受入農家に対し、営農実習支援として助成金を交付	500	250	250	250	250		
19 圏域における情報共有・情報提供推進事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書別表第25	圏域内情報共有・提供推進事業	圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する	0	0	0	0	0		事業費予算0円で実施
合 計				20,180	19,930	9,930	9,930	9,930		

③圏域マネジメントの強化

○人材の育成

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
20 地域人材育成事業				0	0	0	0	0		
小樽市	協定書 別表第3 1	「小樽商人（あきんど）塾」活用等事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援により、起業希望者や事業後継者などを対象として、経営についての基本的なノウハウを学ぶ機会を提供する	0	0	0	0	0		事業費予算0円で実施
小樽市	協定書 別表第3 1	商工業振興施策説明会開催事業	圏域における中小企業者等を対象として、国等の経済対策、融資・助成制度に係る知識の習得を図ることにより、地場産業の活性化に努める企業等での人材育成を推進する	0	0	0	0	0		事業費予算0円で実施
21 魅力ある圏域づくり推進事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書 別表第3 1	北しりべし住民会議（仮称）の設置の推進	持続可能な圏域を形成し、魅力あふれる圏域づくりを推進するための組織の構築を図る	未定	未定	未定	未定	未定		
合 計				0	0	0	0	0		

○圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

市町村名	協定	事業名	事業概要	事業費(千円)					補助金・起債等	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
22 圏域職員間の情報交換等強化事業				0	0	0	0	0		
全市町村	協定書 別表第3 2	圏域内職員間の情報交換等強化事業	圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る	0	0	0	0	0		事業費予算0円で実施
合 計				0	0	0	0	0		

事業費合計				1,222,094	777,185	764,887	754,409	758,009		
--------------	--	--	--	-----------	---------	---------	---------	---------	--	--

資料編

圏域の現況

1 6市町村の概況

(1) 小樽市

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地域の東端に位置し、海・山・坂などの変化に富んだ自然環境と、天然の良港である小樽港を有する、後志管内で唯一の市であるとともに、保健所政令市の一つでもあります。

北海道開拓の拠点として歴史や文化が形成されたまちで、小樽港が、石狩炭田の開発に伴う石炭の積出し港や、日本海に面する貿易港の役割を担っていたこともあり、アジア諸国やロシアからとの物資や人の交流が行われるなど、古くは北海道の商都として発展しました。

現在も、国内定期フェリー航路や、中国との定期コンテナ航路をはじめ、世界中から多くの貨物船やクルーズ客船が入港しています。また、小樽運河や歴史的建造物に代表されるように、美しい街まち並みで国内外に知られ、最近では東アジアや東南アジアからも多くの観光客が訪れるなど、年間700800万人もの観光客が訪れています。

2014令和元年の地域ブランド調査(「株式会社ブランド総合研究所」調べ)では、魅力度ランキング4位と観光意欲度ランキング3位で4位になるなど、高い知名度と根強い人気を誇っており、市民、経済界、行政が一体となって、より質の高い時間消費型観光に取り組んできた成果であるといえます。また、飲食料品製造業が数多く集積しており、硝子をはじめ食料品やガラスなどの地場製品のブランド化を推進するなど、国内はもとより国外に向けての販路拡大を図っています。

(2) 積丹町

積丹町は、積丹半島の先端に位置し、小樽市からは車で約1時間、北海道の他の日本海沿岸の市町村と同じく、古くはニシン漁で栄えた町です。

ニシン漁で栄えた町であることから漁業従事者が多く、6月から8月が漁期の「ウニ」は東京築地豊洲市場でも有名な、町を代表する産品です。

農家数は多くはありませんが、酪農家から排出される家畜ふん尿を活用した土づくりによる低農薬の畑作経営を行っており、かぼちゃ・ジャガイモはその安全性が認められほとんどが契約販売となっています。また、近年はミニトマトの生産も盛んです。

積丹半島には奇岩・景勝地が多く、特に神威岬(北海道遺産)や島武意海岸(日本の渚百選)と、「しゃこたんブルー」と呼ばれる特有の澄んだ海の青さは人々の心を魅了しており、「景観」と新鮮な海産物に代表される「食」とを提供する札樽圏近郊の観光地として、多くの皆さんが訪れています。

令和2年度には、積丹半島先端の新鮮で素朴な未利用資源を活用し、官民連携による地方創生事業から誕生した「クラフトジン蒸溜所(Shakotan Blue蒸溜所)」が稼働します。これにより小樽・余市・仁木・積丹が、日本酒・ウキスキー・ワイン・ジンでつながる新たな広域観光ルートとして、北後志地域の「クラフトスピリッツ街道」の形成を目指しています。

また、全国3つの灯台の一つとして、政府の重点インフラ施設に指定された、神威岬灯台の新たな観光資源化にも取り組んでいます。

(3) 古平町

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、小樽市からは西におおよそ 40km の距離にあります。東、南、西の 3 方向は山地を介して、余市町、仁木町及び積丹町など 6 町村と接し、北方は日本海に面しています。

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により比較的温暖であり、年間の平均気温は約 8.3℃、平均降水量約 1,0001,300mm となっています。また、年間降雪量と積雪量の平均はそれぞれ約 853881cm、134185cm と、道内では比較的多い方です。

漁業、水産加工業を基幹産業とし、うに、甘えび、たらこ等が町の特産品であり、農業も従事者は多くありませんが、米、いちごを中心に栽培しています。また、日本海を一望できる温泉やキャンプ場を有しており、夏場には多くの観光客が訪れます。

古平町のまちづくりは、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を将来像として進めています。

(4) 仁木町

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、基幹産業は農業です。特に、りんご、さくらんぼ、ぶどうなどの果樹栽培が盛んで北海道一の「フルーツの町」でもあります。

地理的には、余市町に隣接しており、小樽市まで 24Km、札幌市までは 58Km と北海道の中心に近接していることから、りんごのオーナー制度など果樹観光やワイン観光により都市と農村との交流が盛んに行われています。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、東西の山々が暴風壁となって強風も少なく、豪雪地帯には指定されていますが、根雪の期間は短く霜も少ないのが特徴です。そのこともあり、果樹の他、そ菜や水稻など農作物の栽培に適していて、“もぎとり観光農園”発祥の地でもあります。

「フルーツパークにき」を会場に、7月に開催される「さくらんぼフェスティバル」や豊じょうの秋 10 月には「うまいもんじゃ祭り」、近年では新たに「フルーツ & ワインマラニック」など、各種イベントを開催しています。

(5) 余市町

余市町は、積丹半島の基部に位置し、小樽市、古平町、仁木町、赤井川村に隣接しています。日本海と緩やかな丘陵に囲まれ、温暖な気候と農産物・海産物などの豊かな自然の恵みのもとで古くから人が定住し、発展してきた町です。

町の産業は、農業・漁業・製造業・加工業・商業など多様な形態から成り立っています。これら多彩な産業が生み出す特産品や、豊かな自然、そして町の歴史を伝える文化遺産などが町の魅力となっています。

~~今後、基幹産業である第1次産業を基盤に、豊かな自然環境の下で活力ある町づくりを進め、また、宇宙飛行士の毛利衛氏や長野五輪金メダリストの斉藤選手・船本選手などを生んだ伝統・風土を継承して人づくりに努めるとともに、町民と行政との協働により、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる町づくりを目指しています。~~

連続テレビ小説「マッサン」の放映、ワイン特区をはじめとした6次産業化推進によるワイナリーの増加、後志自動車道余市 IC の開通などを追い風とし、全国でもトップクラスを誇る収穫量のワイン用ぶどうの栽培の牽引役としながら、現在、豊富な食資源を活かした「食の都よいち」としてのブランディング化を図るべく、新商品の開発や販路拡大に力を入れています。

(6) 赤井川村

赤井川村は、北海道の南西部に位置し、周囲を札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町、京極町の2市4町に囲まれた緑豊かな「カルデラの里」です。総面積は約280平方kmと広大ですが、その8割が山林で占められています。

その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしており、秋のよく晴れた朝には霧が盆地内にたまり、幻想的な「雲の湖」が見られることがあります。

気候は、盆地特有の内陸型気候で、積雪は多く、北海道内でも有数の豪雪地帯となっており、「キロロ・スノーワールドキロロリゾート」には、国内外から多くの観光客が訪れ主要産業の1つとなっています。また、夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しており、近年では国営かんがい排水事業により整備された農業用水を利用して、花きやブロッコリーの栽培が盛んです。

赤井川村は、失ったら二度と取り戻せない農山村の景観や文化を守るため、平成17年に設立されたNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、村の地域資源の保全に取り組んでいます。

2 圏域の結びつき

(1) ごみ焼却施設（北しりべし広域クリーンセンター）の共同利用

自治体名	平成 26 年度		平成 30 年度		(H30-H26)/H26 搬入量増減率(%)
	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量(t)	構成比(%)	
小樽市	35,109.8	85.1	32,606.2	84.7	△7.1
積丹町	463.5	1.1	441.9	1.1	△4.7
古平町	771.0	1.9	677.5	1.8	△12.1
仁木町	561.5	1.4	543.5	1.4	△3.2
余市町	4,156.7	10.1	4,035.0	10.5	△2.9
赤井川村	171.4	0.4	178.5	0.5	4.1
合 計	41,233.9	100.0	38,482.6	100.0	△6.7

(資料：北しりべし廃棄物処理広域連合調べ)

(2) 小樽市への流入人口

自治体名	平成 22 年				平成 27 年			
	就業流入人口		通学流入人口		就業流入人口		通学流入人口	
	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)
積丹町	13	0.1	20	0.7	13	0.1	21	1.0
古平町	32	0.3	42	1.6	35	0.3	42	2.0
仁木町	78	0.8	59	2.3	79	0.8	49	2.4
余市町	854	8.3	321	12.4	813	7.8	290	14.1
赤井川村	21	0.2	17	0.7	12	0.1	16	0.8
その他	9,322	90.3	2,134	82.3	9,490	90.9	1,636	79.7
合 計	10,320	100.0	2,593	100.0	10,442	100.0	2,054	100.0

(資料：国勢調査（総務省）（小樽市公表結果）)

(3) 小樽市夜間急病センターの利用状況

自治体名	平成 26 年度		平成 30 年度	
	利用者数(人)	構成比(%)	利用者数(人)	構成比(%)
小樽市	6,531	88.3	5,434	87.1
積丹町	14	0.2	12	0.2
古平町	25	0.3	27	0.4
仁木町	28	0.4	21	0.3
余市町	150	2.0	118	1.9
赤井川村	16	0.2	19	0.3
その他	636	8.6	611	9.8
合 計	7,400	100.0	6,242	100.0

(資料：小樽市保健所調べ)

(4) 小樽市の主な病院の利用状況

病院名(病床数、診療科数)		種別	地域別	平成 26 年度		平成 30 年度	
				患者数(人)	構成比(%)	患者数(人)	構成比(%)
小樽市立病院	病床数 388 床 診療科数 26 科	入院	小樽市内	85,155	80.2	86,981	74.0
			近隣町村	11,386	10.7	15,973	13.6
			その他	9,638	9.1	14,598	12.4
	外来	小樽市内	150,660	84.2	180,469	82.7	
		近隣町村	19,684	11.0	23,877	11.0	
		その他	8,529	4.8	13,808	6.3	
北海道社会事業 協会小樽病院	病床数 240 床 診療科数 14 科	入院	小樽市内	50,136	78.6	56,922	77.4
			近隣町村	7,191	11.3	12,273	16.7
			その他	6,439	10.1	4,374	5.9
	外来	小樽市内	78,168	85.6	71,669	85.5	
		近隣町村	7,915	8.7	8,334	9.9	
		その他	5,205	5.7	3,840	4.6	
北海道済生会小 樽病院	病床数 258 床 診療科数 12 科	入院	小樽市内	66,413	86.9	66,861	87.6
			近隣町村	5,618	7.4	5,575	7.3
			その他	4,380	5.7	3,874	5.1
	外来	小樽市内	104,146	90.0	97,176	87.8	
		近隣町村	8,600	7.4	10,453	9.5	
		その他	3,036	2.6	3,033	2.7	
小樽掖済会病院	病床数 138 床 診療科数 10 科	入院	小樽市内	(合計)		29,075	80.4
			近隣町村	38,453	—	4,106	11.3
			その他			2,999	8.3
	外来	小樽市内	(合計)		36,477	86.5	
		近隣町村	45,374	—	3,535	8.4	
		その他			2,147	5.1	

(資料：各病院からの資料)



【北しりべし広域クリーンセンター】



【小樽市立病院】

3 人口等の推移

(1) 人口の推移

当圏域を構成している市町村の人口推移を見ると、全市町村が総じて15年間で10%以上の減少になっています。また、平成26年4月から余市町が過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」の対象となったことにより、全市町村が「過疎地域」となりました。

(単位：人)

自治体名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(H27-H12)/H12 増減率(%)	<参考> 平成31年
小樽市	150,687	142,161	131,928	121,924	△19.1	116,529
積丹町	3,149	2,860	2,516	2,115	△32.8	2,043
古平町	4,318	4,021	3,611	3,188	△26.2	3,092
仁木町	4,111	3,967	3,800	3,498	△14.9	3,321
余市町	23,685	22,734	21,258	19,607	△17.2	18,894
赤井川村	1,512	1,310	1,262	1,121	△25.9	1,262
合計	187,462	177,053	164,375	151,453	△19.2	145,141

(資料：国勢調査(総務省)。平成31年：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省))

(2) 高齢者単身世帯の推移

平成7年と平成22年の国勢調査の数値を比較すると、当圏域を構成している全市町村で大きく増加しています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で生活を送るための福祉サービスの充実や、生きがいを持って健康に生活できる環境づくりが必要です。

(単位：人)

自治体名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(H27-H12)/H12 増減率(%)
小樽市	7,067	8,288	9,174	10,585	49.8
積丹町	191	245	273	246	28.8
古平町	228	277	286	322	41.2
仁木町	164	191	189	235	43.3
余市町	942	1,143	1,279	1,499	59.1
赤井川村	44	50	70	77	75.0
合計	8,636	10,194	11,271	12,964	50.1

(資料：国勢調査(総務省))

(3) 3区分人口の推移

平成712年と平成2227年の国勢調査の数値を比較すると、年少人口（0～14歳）の構成比は、全市町村で減少しており、赤井川村以外の市町は、30ポイント以上減少しています。

生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比についても、全市町村が減少傾向にあり、20ポイント以上減少しています。

老年人口（65歳以上）の構成比については、積丹町以外の市町村が増加傾向にあり、~~20ポイント以上増加しています~~。積丹町については、1.41.3ポイントの減少となっています。

生産年齢人口の減少は、景気が低迷するなか中、有効求人倍率が伸び悩み、雇用の場がを確保できないことなども原因の一つとなっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H27構成 比率(%)	(H27-H12)/H12 増減率	<参考> 平成31年
小樽市	年少	17,398	15,082	13,105	11,171	9.2	△35.8	10,030
	生産	98,035	88,088	77,215	65,317	53.6	△33.4	60,199
	老年	35,253	38,984	41,607	45,240	37.1	28.3	46,300
	計	150,687	142,161	131,928	121,924	100.0	△19.1	116,529
積丹町	年少	323	275	218	191	9.0	△40.9	168
	生産	1,765	1,516	1,285	996	47.1	△43.6	913
	老年	1,061	1,069	1,013	926	43.8	△1.3	959
	計	3,149	2,860	2,516	2,115	100.0	△32.8	2,043
古平町	年少	439	355	279	253	7.9	△42.4	241
	生産	2,682	2,352	2,002	1,641	51.5	△38.8	1,481
	老年	1,197	1,314	1,330	1,294	40.6	8.1	1,326
	計	4,318	4,021	3,611	3,188	100.0	△26.2	3,092
仁木町	年少	513	459	396	351	10.0	△31.6	357
	生産	2,445	2,289	2,141	1,847	52.8	△24.5	1,615
	老年	1,153	1,219	1,263	1,300	37.2	12.7	1,323
	計	4,111	3,967	3,800	3,498	100.0	△14.9	3,321
余市町	年少	3,052	2,722	2,371	1,995	10.2	△34.6	1,840
	生産	14,973	13,617	12,215	10,452	53.3	△30.2	9,741
	老年	5,660	6,394	6,672	7,130	36.4	26.0	7,313
	計	23,685	22,734	21,258	19,607	100.0	△17.2	18,894
赤井川村	年少	184	159	170	139	12.4	△24.5	138
	生産	1,017	815	746	618	55.1	△39.2	754
	老年	311	336	346	364	32.5	17.0	370
	計	1,512	1,310	1,262	1,121	100.0	△25.9	1,262
合計	年少	21,909	19,052	16,539	14,100	9.3	△35.6	12,774
	生産	120,917	108,677	95,604	80,871	53.4	△33.1	74,703
	老年	44,635	49,316	52,231	56,254	37.1	26.0	57,591
	計	187,462	177,053	164,375	151,453	100.0	△19.2	145,141

(資料：国勢調査（総務省）。平成31年：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）)

※不明者等により区分の合計と計人口が一致しないことがあります。

(4) 人口動態の推移

圏域内の人口は、近年2千人を超えるペースで毎年減少を続けています。

~~積丹町と古平町で、減少のペースが落ちているほかは、いずれも著しい減少となっています。~~

特に小樽市では、社会動態による減少が毎年1千人程度で、大きな課題となっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成20年度	平成25年	平成30年
小樽市	自然	△ 1,049	△ 1,281	△ 1,426
	社会	△ 1,144	△ 929	△ 993
	計	△ 2,193	△ 2,210	△ 2,419
積丹町	自然	△ 37	△ 41	△ 34
	社会	△ 52	△ 24	△ 44
	計	△ 89	△ 65	△ 78
古平町	自然	△ 36	△ 45	△ 63
	社会	△ 40	△ 35	△ 30
	計	△ 76	△ 80	△ 93
仁木町	自然	△ 44	△ 52	△ 50
	社会	2	△ 20	△ 15
	計	△ 42	△ 72	△ 65
余市町	自然	△ 140	△ 169	△ 220
	社会	△ 138	△ 155	△ 124
	計	△ 278	△ 324	△ 344
赤井川村	自然	△ 1	△ 7	△ 4
	社会	△ 24	△ 24	4
	計	△ 25	△ 31	0
合計	自然	△ 1,307	△ 1,595	△ 1,797
	社会	△ 1,396	△ 1,187	△ 1,202
	計	△ 2,703	△ 2,782	△ 2,999

(資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (総務省))

4 産業等の推移

(1) 産業別就業者数

就業者数から見て、第1次産業が基幹産業になっているのは、仁木町、赤井川村、積丹町であり、仁木町、赤井川村においては、製造・加工業が少ないため、多くは農産物をそのまま出荷しています。古平町、余市町では農水産物の生産及び加工が行われています。小樽市は、**食品加工食料品製造業**のほか、卸・小売業やサービス業に加え、医療・福祉関係に従事する者の割合が高くなっています。

(単位：人、%)

自治体名	区分	平成 22 年	H22 構成 比率	平成 27 年	H27 構成 比率	H27-H22 増減	H27-H22 構成比増減
小樽市	1次	761	1.4	710	1.4	△ 51	0.0
	2次	9,695	17.8	8,909	17.3	△ 786	△ 0.5
	3次	42,909	78.7	39,508	77.0	△ 3,401	△ 1.7
	ほか	1,145	2.1	2,190	4.3	1,045	2.2
	計	54,510	100.0	51,317	100.0	△ 3,193	
積丹町	1次	324	26.9	303	29.0	△ 21	2.1
	2次	213	17.7	141	13.5	△ 72	△ 4.2
	3次	669	55.5	566	54.3	△ 103	△ 1.2
	ほか	0	0.0	33	3.2	33	3.2
	計	1,206	100.0	1,043	100.0	△ 163	
古平町	1次	264	15.3	224	14.2	△ 40	△ 1.1
	2次	626	36.4	467	29.7	△ 159	△ 6.7
	3次	826	48.0	882	56.0	56	8.0
	ほか	5	0.3	1	0.1	△ 4	△ 0.2
	計	1,721	100.0	1,574	100.0	△ 147	
仁木町	1次	865	46.8	949	50.7	84	3.9
	2次	148	8.0	128	6.8	△ 20	△ 1.2
	3次	827	44.8	779	41.6	△ 48	△ 3.2
	ほか	7	0.4	17	0.9	10	0.5
	計	1,847	100.0	1,873	100.0	26	
余市町	1次	1,489	16.3	1,488	16.6	△ 1	0.3
	2次	1,614	17.7	1,491	16.7	△ 123	△ 1.0
	3次	6,013	65.9	5,932	66.4	△ 81	0.5
	ほか	10	0.1	27	0.3	17	0.2
	計	9,126	100.0	8,938	100.0	△ 188	
赤井川村	1次	232	33.0	225	35.0	△ 7	2.0
	2次	95	13.5	71	11.1	△ 24	△ 2.4
	3次	372	53.0	346	53.9	△ 26	0.9
	ほか	3	0.4	0	0	△ 3	△ 0.4
	計	702	100.0	642	100.0	△ 60	
合 計	1次	3,935	5.7	3,899	6.0	△ 36	0.3
	2次	12,391	17.9	11,207	17.1	△ 1,184	△ 0.8
	3次	51,616	74.7	48,013	73.4	△ 3,603	△ 1.3
	ほか	1,170	1.7	2,268	3.5	1,098	1.8
	計	69,112	100.0	65,387	100.0	△ 3,725	

(資料：国勢調査（総務省）。区分中「ほか」は「分類不能の産業」)

(2) 事業所数（民営）の推移

平成 1821 年と平成 2428 年の調査結果を比較すると、赤井川村を除いた全ての市町村で 10 ポイント以上減少しています。特に、積丹町、仁木町は 20 ポイント以上減少しています。雇用の場の縮小は、人口減少の要因の一つになっています。

自治体名	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	(H28-H21)/H21 増減率(%)
小樽市	6,597	5,940	5,938	5,677	△13.9
積丹町	160	123	133	122	△23.8
古平町	198	191	168	169	△14.6
仁木町	179	140	175	148	△17.3
余市町	1,038	934	944	912	△12.1
赤井川村	65	61	55	58	△10.8
合 計	8,237	7,389	7,413	7,086	△14.0

(資料：経済センサス（総務省）（平成 21 年・26 年は基礎調査、平成 24 年・28 年は活動調査）

(3) 商店数（卸・小売）の推移

平成 1114 年と平成 2428 年の調査結果を比較すると、積丹町以外は 4 割以上どの市町村でも大きく減少しています。この要因としては、景気が低迷する中、後継者不足などから、移転・廃業を余儀なくされ、そのことにより、商店数の減少が止まらない状況にあることが考えられます。しかし、この減少は、大部分が平成 24 年の調査結果までのものであり、平成 24 年以降の調査結果では、増加している市町もあります。

自治体名	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	(H28-H14)/H14 増減率(%)
小樽市	2,305	2,261	1,916	1,318	1,347	1,382	△40.0
積丹町	60	56	52	43	31	33	△45.0
古平町	68	67	58	44	44	40	△41.2
仁木町	67	67	60	27	45	30	△55.2
余市町	301	289	284	201	197	207	△31.2
赤井川村	19	16	13	11	7	9	△52.6
合 計	2,820	2,756	2,383	1,644	1,671	1,701	△39.7

(資料：平成 14 年・16 年・19 年・26 年は商業統計（経済産業省）、平成 24 年・28 年は経済センサス-活動調査（総務省）

(4) 販売額（卸・小売）の推移

平成 ~~14~~14 年と平成 ~~24~~28 年を比較すると、圏域を構成している全市町村が ~~3割以上大きく~~減少しています。直近の平成 19 年の調査と比較しても、全市町村で減少していませんしかし、平成 24 年以降の調査結果では、増加している市町もあります。

(単位：百万円)

自治体名	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	(H28-H14)/H14 増減率(%)
小樽市	342,957	319,904	292,958	214,483	261,517	260,260	△24.1
積丹町	3,388	3,485	2,968	2,631	2,865	1,924	△43.2
古平町	2,502	3,008	2,361	1,515	1,838	1,482	△40.8
仁木町	3,870	3,425	2,448	1,685	2,523	2,159	△44.2
余市町	42,187	37,163	34,747	27,612	29,659	32,042	△24.0
赤井川村	1,340	665	726	638	439	523	△61.0
合 計	396,244	367,650	336,208	248,564	298,841	298,390	△24.7

(資料：平成 14 年・16 年・19 年・26 年は商業統計（経済産業省）、平成 24 年・28 年は経済センサス-活動調査（総務省）)

(5) 農家数等の推移

農家数及び耕地面積は減少しています（古平町の数値は公表されていません。）。

主な要因として、後継者不足があります。当圏域において、農業は ~~一~~基幹産業であることから、~~今後~~、農産物の付加価値化やブランド化に 取り組みを進め、後継者不足の解消を図る必要があります。

(単位：戸、人、ha)

自治体名	平成 22 年			平成 27 年			(H27-H22)/H22 増減率(%)		
	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積	販売農家数	販売農家世帯員数	販売農家経営耕地面積
小樽市	140	391	162	95	246	120	△32.1	△37.1	△25.9
積丹町	51	136	561	32	91	591	△37.3	△33.1	△5.3
古平町	22	X	X	14	X	X	△36.4	X	X
仁木町	361	1,173	1,256	313	931	1,084	△13.3	△20.6	△13.7
余市町	404	1,311	992	354	1,110	894	△12.4	△15.3	△9.9
赤井川村	111	300	657	98	260	615	△11.7	△13.3	△6.4
合 計	1,089	3,311	3,628	906	2,638	3,304	△16.8	△20.3	△8.9

(資料：農林業センサス（農林水産省）)

(6) 漁獲高 (数量ベース)

当圏域の水産業は古くは、ニシン漁を主体として栄え、現在は、ほっけが最も多く、次いで、すけとうだら、かれい類、いか類などとなっていますが、特に小樽市において漁獲量が減少しています。

後志管内においては、近年の回遊資源の減少に加え、輸入水産物の増加等により、漁業生産の低迷が続いており、当圏域の漁獲量はこの5年間で約4割減少しています。

(単位：t)

自治体名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	(H29-H25)/H25 増減率 (%)
小樽市	20,378	13,838	8,295	10,114	9,434	△53.7
積丹町	2,487	2,062	2,079	2,299	2,418	△2.8
古平町	3,794	3,805	2,662	3,392	3,670	△3.3
仁木町	—	—	—	—	—	—
余市町	2,343	2,549	2,238	2,501	2,498	6.6
赤井川村	—	—	—	—	—	—
合 計	29,002	22,254	15,274	18,306	18,020	△37.9

(資料：北海道水産現勢 (北海道))

(7) 漁獲高 (金額ベース)

主力魚種の漁獲量の減少もあり、漁獲金額も全体的に減少傾向にあります。漁獲量の伸び悩みに反し、漁獲金額は増加傾向にあります。

(単位：千円)

自治体名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	(H29-H25)/H25 増減率 (%)
小樽市	2,620,484	2,848,527	2,714,117	2,578,347	2,911,987	11.1
積丹町	986,618	1,003,352	1,028,751	1,316,452	1,548,909	57.0
古平町	1,228,346	1,312,860	1,266,662	1,412,975	1,678,280	36.6
仁木町	—	—	—	—	—	—
余市町	1,122,249	1,283,424	1,307,909	1,381,236	1,475,474	31.5
赤井川村	—	—	—	—	—	—
合 計	5,957,697	6,448,163	6,317,439	6,689,010	7,614,650	27.8

(資料：北海道水産現勢 (北海道))

(8) 観光入込客数等の推移

~~平成23年は東日本大震災の影響で、入込客数等は圏域全体で落ち込んだものの、その後回復し、増加傾向にあります全国的な訪日外国人観光客の増加に伴い、圏域においても外国人宿泊者数の増加が顕著となっています。~~

① 観光入込客数

(単位：千人)

自治体名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(H30-H26)/H26 増減率(%)
小樽市	7,447.8	7,949.3	7,907.7	8,061.6	7,814.2	4.9
積丹町	927.8	1,010.8	1,220.2	1,058.6	1,036.8	11.7
古平町	82.5	88.9	86.5	86.4	84.5	2.4
仁木町	239.2	224.4	220.4	240.7	210.9	△11.8
余市町	1,248.5	1,590.6	1,282.7	1,163.6	1,085.0	△13.1
赤井川村	309.5	1,077.5	1,140.1	1,351.7	1,133.1	266.1
合計	10,255.3	11,941.5	11,857.6	11,962.6	11,364.5	10.8

(資料：北海道観光入込客数調査報告書(北海道))

② 外国人宿泊者数

(単位：人)

自治体名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(H30-H26)/H26 増減率(%)
小樽市	98,610	128,223	170,826	205,587	232,553	135.8
積丹町	200	190	268	262	223	11.5
古平町	0	0	0	0	0	—
仁木町	6	0	5	41	5	△16.7
余市町	88	212	597	1,765	1,216	1,281.8
赤井川村	42,537	52,116	31,784	56,176	86,360	103.0
合計	141,441	180,741	203,480	263,831	320,357	126.5

(資料：北海道観光入込客数調査報告書(北海道))

5 地域医療の概況

(1) 圏域内の病院・診療所数

圏域内における病院数は、中心市である小樽市の **1716** 施設に対し、周辺町村は、余市町の 2 施設のみとなっています。その他の町村では、積丹町、赤井川村の診療所は、~~無床診療所~~であり、入院は、他市町を利用せざるを得ない状況です。

		小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	合計
平成 31 年	病院数	16	—	—	—	2	—	18
	診療所数	74	1	1	1	14	1	92

(資料：平成 31 年 4 月 1 日現在 道内医療機関名簿 (北海道))

※診療所は、地域住民を対象にしている施設のみ掲載

(2) 圏域内の市立・公的病院、診療所の概要

小樽市は市立病院と公的病院があることから、多様な診療科の機能を維持しているものの、余市町以外の町村においては、主に内科、外科が中心です。

■ 圏域内の市立・公的病院と、小樽市、余市町以外の診療所の設置状況

区分	病院・診療所名	診療科目
市立・公的病院	小樽市立病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、精神科、心臓血管外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、リウマチ科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科
	北海道済生会小樽病院	内科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、人工透析内科
	北海道済生会西小樽病院	内科、小児科、リハビリテーション科
	北海道社会事業協会小樽病院	内科、外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、小児科、産婦人科、放射線科、呼吸器内科、消化器内科、循環器科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科
	小樽掖済会病院	内科、消化器内科、胃腸内科、肝臓内科、外科、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、整形外科、麻酔科
	北海道社会事業協会余市病院	内科、呼吸器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、リハビリテーション科
小樽市と余市町以外の診療所	積丹町立国民健康保険診療所	内科、呼吸器科、循環器科、小児科、外科
	古平町立診療所 海のまちクリニック	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科
	森内科胃腸科医院 (仁木町)	内科、胃腸科
	赤井川診療所	内科、小児科、外科、整形外科

(資料：平成 31 年 4 月 1 日現在 道内医療機関名簿 (北海道))

※診療所は、地域住民を対象にしている施設のみ掲載

(3) 救急医療体制

当圏域内の救急医療体制は、初期救急医療においては、小樽市夜間急病センターと、小樽市医師会、及び余市医師会の在宅当番医制が、第2次救急医療では、小樽市の6病院と余市町の協会病院以外は小樽市内に集積しており1病院が、圏域内の救急医療を担っています。

また、救急医療機関がない地域においては、交通手段の確保や救急搬送時間の短縮のための道路等の整備が大きな課題となります。

■ 圏域内の救急医療機関

地 域	初期救急医療機関	第2次救急医療機関
北後志地域	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市夜間急病センター (内科、小児科、外科) 在宅当番医制 小樽市医師会 余市医師会 	<ul style="list-style-type: none"> 小樽市立病院 (平成26年12月1日に市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターを統合) 北海道社会事業協会小樽病院 北海道済生会小樽病院 札幌病院 小樽掖済会病院 小樽中央病院 北海道社会事業協会余市病院

(4) 小児救急・周産期医療体制

小児救急医療体制においては、第二次医療圏である後志地域においても、北海道社会事業協会小樽病院（以下「小樽協会病院」という。）のみであり、当圏域である北後志地域のみならず、重要な役割を担っています。

周産期医療は、妊娠後期から新生児早期までの時期の母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守る医療であり、第二次医療圏である後志地域における病院は、2医療機関あり、当圏域では、小樽協会病院のみとなっています。

特に近年は、少子高齢化が進展する中、地域において、安心して子どもを産むことができる環境整備と、高齢出産などによるハイリスク妊娠・分娩に対応した受入れ体制の整備が求められていることから、産科医と小児科医が協力・連携した医療体制が整備されている医療機関への支援が必要となっています。

■ 圏域内の小児救急・周産期医療

地 域	病 院	
北後志地域	北海道社会事業協会小樽病院	第二次医療圏である後志圏域で唯一の小児救急医療支援事業実施病院及び地域周産期母子医療センター

(5) 圏域内の産科医療機関

地 域	病院	診療所
北後志地域	北海道社会事業協会小樽病院	おたるレディースクリニック(有床)

北しりべし定住自立圏形成の経過及び政策分野ごとの取組状況

1 北しりべし定住自立圏形成の主な経過

<平成 21 年度>

- 9月15日 小樽市が中心市宣言
3月 構成市町村において、定住自立圏形成協定の締結について、議会で議決
<各市町村の議決月日>
小樽市(3月19日) 積丹町(3月12日) 古平町(3月11日)
仁木町(3月19日) 余市町(3月12日) 赤井川村(3月9日)

<平成 22 年度>

- 4月1日 小樽市長が関係5町村長と1対1で形成協定を締結
7月5日 第1回北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
7月21日 共生ビジョン懇談会各分野別ワーキンググループ(WG)を開催
~10月13日 <各WGの開催月日>(延べ11回)
産業・観光・地産地消WG(7月21日, 8月17日, 9月2日)
人材・教育・情報・交流WG(7月22日, 8月18日, 9月7日)
医療・福祉・地域公共交通WG(8月5日, 8月25日)
提言書起草WG(9月24日, 10月1日, 10月13日)
10月29日 第2回北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催
11月28日 北しりべし定住自立圏関係市町村長会議を開催
11月29日 北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定・公表

<平成 23 年度>

- 11月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 24 年度>

- 8月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 25 年度>

- 9月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 26 年度>

- 10月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 27 年度>

- 4月1日 第2次共生ビジョン策定
11月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 28 年度>

- 3月 共生ビジョンの一部変更(基本目標及び成果指標の設定並びに事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 29 年度>

- 3月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

<平成 30 年度>

- 3月 共生ビジョンの一部変更(事業費の決算額・予算額の反映による変更)

2 政策分野ごとの取組状況

I 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療 ～ 医療機関の機能分化及びネットワーク化 ～

1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。

① 初期救急医療体制の維持・確保事業

【事業内容】

小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制（夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応）に対して、必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 夜間急病センター管理代行業務（小樽市）

夜間急病患者の救急診療を円滑に行うため、小樽市夜間急病センターの管理運営を小樽市医師会へ委託。

- ・ 診療科目：内科・小児科・外科
- ・ 診療時間：18時（土曜日（祝日を除く。）は、14時）から翌朝7時（日曜日・祝日は、9時）まで

受診患者数及び応需日数 (単位：人、日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
受診患者数	内科	3,979	3,993	3,600	3,361	3,480
	小児科	1,284	1,240	965	1,020	919
	外科	2,137	2,169	2,018	1,859	1,843
	合計	7,400	7,402	6,583	6,240	6,242
応需日数	365	365	366	365	365	

市町村別受診患者数（平成30年度） (単位：人、%)

小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	その他	合計
5,434 (87.1)	12 (0.2)	27 (0.4)	21 (0.3)	118 (1.9)	19 (0.3)	611 (9.8)	6,242 (100.0)

b) 在宅当番医制事業委託（小樽市）

休日における初期救急医療体制の確保のための在宅当番医制の運営を小樽市医師会へ委託。平成31年4月から、土曜午後の在宅当番医制は廃止した。代替として夜間急病センターが14時から開設。

参加医療機関数及び参加医療機関応需日数

参加医療機関数(延べ)	区分	診療科目	診療時間	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
土曜		内科(1か所)	12:30~18:00	196	204	200	196	196
		外科(1か所)						
休日		内科(2か所)	9:00~18:00	462	429	359	349	342
		外科(1か所)						
		産科(1か所)						
		眼科(1か所)						
参加医療機関応需日数(延べ)				658	633	559	545	538

c) 第二次救急医療事業委託（病院群輪番制運営事業負担金）（全市町村）

後志圏域内の病院群による輪番制方式により、休日・夜間等における診療の受入体制の整備に要する経費を負担。

後志圏域第二次救急医療応需状況（応需日数は延べ）

区分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数	病院数	応需日数
内科	後志全域	7	1,797	7	1,788	7	1,795	7	1,790	7	1,770
	北後志	5	1,067	5	1,056	5	1,065	5	1,060	5	1,040
循環器科	後志全域	3	949	3	970	3	944	3	950	3	936
	北後志	3	949	3	970	3	944	3	950	3	936
外科・整形外科	後志全域	8	3,650	8	3,755	8	3,745	8	3,678	8	3,590
	北後志	6	2,190	6	2,291	6	2,285	6	2,218	6	2,130
心臓血管外科	後志全域	1	339	1	362	1	358	1	364	1	360
	北後志	1	339	1	362	1	358	1	364	1	360
脳外科	後志全域	1	362	1	366	1	364	1	365	1	359
	北後志	1	362	1	366	1	364	1	365	1	359
小児科	後志全域	2	730	2	732	2	730	2	730	2	730
	北後志	1	365	1	342	1	120	1	357	1	361
産婦人科	後志全域	2	319	1	316	1	32	0	0	1	2
	北後志	2	319	1	316	1	32	0	0	1	2
眼科	後志全域	1	354	1	366	1	365	1	365	1	360
	北後志	1	354	1	366	1	365	1	365	1	360
耳鼻科	後志全域	1	358	1	362	1	361	1	365	1	217
	北後志	1	358	1	362	1	361	1	365	1	217
泌尿器科	後志全域	2	679	2	689	2	686	2	686	2	676
	北後志	2	679	2	689	2	686	2	686	2	676
麻酔科	後志全域	1	362	1	366	1	365	1	365	1	360
	北後志	1	362	1	366	1	365	1	365	1	360
呼吸器科	後志全域	0	0	2	228	2	227	1	221	2	228
	北後志	0	0	2	228	2	227	1	221	2	228
神経内科	後志全域	0	0	2	727	2	723	2	728	2	713
	北後志	0	0	2	727	2	723	2	728	2	713
合計	後志全域	29	9,899	32	11,027	32	10,695	30	10,607	32	10,301
	北後志	24	7,344	27	8,441	27	7,895	25	8,044	27	7,742

※表中、上段は全参加病院における応需日数、下段は北後志圏域の参加病院（小樽・余市）における応需日数（上段の内数）

※病院数…10〔小樽市：7、余市町：1、倶知安町：1、岩内町：1〕

2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。

② 小児救急及び周産期医療体制支援事業

【事業内容】

小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに圏域内の利用実態の調査を行う。

また、圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 小児救急医療支援事業（小樽市）

第一次救急医療施設で処置できない小児救急患者に対する医療を確保するため、圏域内で唯一対応が可能な北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成。

北海道社会事業協会小樽病院の小児救急の受診患者数及び応需日数（単位：人、日）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
受診患者数	入院	186	114	119	117	182
	外来	125	75	72	45	84
	合計	311	189	191	162	266
応需日数	365	365	366	365	365	

b) 周産期医療支援事業（全市町村）

圏域内の周産期医療を維持・確保するため、唯一産科・小児科の病床を併せ持ち、地域周産期母子医療センターとして位置付けられている北海道社会事業協会小樽病院に経費の一部を助成。

北海道社会事業協会小樽病院における分娩数等

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
分娩数	小樽市	184	52	0	0	39
	積丹町	3	0	0	0	1
	古平町	7	1	0	0	0
	仁木町	3	0	0	0	2
	余市町	32	5	0	0	4
	赤井川村	3	0	0	0	0
	6市町村合計	232	58	0	0	46
産科利用病床数	13	13	13	13	5	
小児科（新生児）利用病床数	4	4	4	4	4	

3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。

③ 地域医療連携推進事業

【事業内容】

圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努める。

また、圏域内において、二次医療までおおむね完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行う。

【主な実績】

a) 小樽掖済会病院古平診療所運営費補助事業（古平町）

町内唯一の診療所である小樽掖済会病院古平診療所の運営費に対する補助。平成27年度で終了。

受診患者数 (単位：人)

区分	平成27年度
外来	8,769
入院	2,477
合計	11,246

b) 掖済会病院古平診療所施設・設備購入事業（古平町）

平成28年度4月の町立診療所開設のため、掖済会が所有する施設・設備等を購入する経費。平成27年度で終了。

設備等購入費（事業費） (単位：千円)

区分	平成27年度
設備等購入費（事業費）	169,555

c) 古平診療所運営事業（古平町）

平成28年度から町立化した古平診療所の管理・運営

受診患者数 (単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外来	9,968	10,074	8,943
入院	0	0	0
合計	9,968	10,074	8,943

d) 余市協会病院建設補助（余市町）

社会福祉法人北海道社会事業境界余市病院の建設費借入金元利償還金に対する補助。

受診患者数の推移 (単位：人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外来	61,599	60,211	590,26	60,477	59,159
入院	45,540	48,078	47,378	50,067	48,591
合計	107,139	108,289	106,404	110,544	107,750

市町村別退院患者数（平成30年度） (単位：人、%)

余市町	小樽市	積丹町	古平町	仁木町	赤井川村	その他	合計
980	18	86	158	143	47	86	1,518
(64.5)	(1.2)	(5.7)	(10.4)	(9.4)	(3.1)	(5.7)	(100.0)

e) 余市協会病院医療研究補助（余市町）

社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の医療研究活動費、機器購入等に対する補助。

(単位：人、千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研究のための学会・講習会出席人数	172	199	237	250	291
診療に要する機器等の購入費	42,844	54,650	24,217	41,834	15,187

f) 赤井川診療所運営事業（赤井川村）

村内唯一の診療所である赤井川診療所の管理・運営費。

受診患者数（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外来	1,983	1,870	1,819	1,734	1,751

g) クリニカルパスによる医療連携事業（小樽市）

小樽市立病院や公的病院で地域連携クリニカルパスを導入し、科学的根拠に基づいた処置や治療により、医療の標準化を図り、各医療機関で共有し、連携を推進することとしている。

〔これまでの取組〕

「後志保健医療福祉圏域連携推進会議（北海道後志総合振興局主催）」に参加するとともに、小樽市内の医療機関を対象としたクリニカルパスに関する研修会を開催し、パスの普及に努めているが、圏域における医療機関との共有化など、ネットワーク化には至っていない。

h) 地域医療連携センター機能充実事業（小樽市）

小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能充実を図ることとしている。

〔これまでの取組〕

「小樽市立病院改革プラン『再編・ネットワーク化協議会』」において、小樽市立病院を中心に公的病院や民間の各医療機関が連携していくことが確認されたことを契機に、圏域内の医療機関相互の意見交換の場の確保を確保しており、医療従事者の資質向上に向けた各種講演会や研修会についても随時開催している。

(2) 産業振興

～ 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 ～

- 1) 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。

④ 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業

【事業内容】

農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行う。

産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図る。

圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図る。

【主な実績】

a) 水産物ブランド化推進事業費（小樽市）

「小樽水産加工品ブランド推進委員会」が行う水産加工グランプリや水産加工品の販路・消費拡大等の取組、「小樽のおさかな普及推進委員会」が行う水産物の情報発信、魚食普及活動の取組に対する補助。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水産加工グランプリ開催数 ※隔年開催	1	0	1	0	1
Web閲覧数	—	354	18,326	25,133	40,060

b) 安全で安心な農産物生産支援事業（積丹町）

家畜ふん尿を利用した土づくり事業や牛乳の品質向上対策事業を実施する農業者への支援。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
繁殖牛更新数	133	120	109	107
酪農畜産生産額（千円）	228,344	224,410	180,256	129,495
農業生産額（千円）	72,615	68,065	70,126	67,836

c) 安全で安心な水産物生産支援事業（積丹町）

資源の維持・増大のためのウニ種苗、ニシン稚魚放流や浅海資源を守るための監視活動を行う漁業者への支援。

エゾバフンウニ

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種苗放流数（千粒）	170	240	100	205

ヒラメ

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種苗放流数（千尾）	102.5	102.5	102.5	82

ニシン

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種苗放流数（千尾）	98	98	98	98

d) 安全で安心な水産物生産支援事業（古平町）

「つくり育てる漁業」の取組を支援するため、ウニ種苗を放流する事業へ助成。

エゾバフンウニ

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
種苗放流数（千粒）	200	150	150	150	150
水揚げ量（kg）	1042.6	941.8	738.1	605.7	954.7
水揚げ金額（千円）	32152	29,263	27,752	23,594	27,725

e) 施設園芸ハウス導入事業（仁木町）

高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図るためにハウスの導入を補助する。平成 29 年度で終了。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助件数	戸数	32	39	44	25
	棟数	47	91	98	58

f) 新規就農者施設園芸ハウス導入事業（仁木町）

高品質な農作物の生産及びブランド化と安定的な供給を図るために新規就農者にハウスの導入を補助する。平成 31 年度から新規。

g) 地力増進対策事業補助（仁木町）

土作りを基盤に生産力を図るため、堆肥導入を助成。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助件数	戸数	132	120	118	114	110
	量（千 t）	3.3	2.8	2.7	2.3	2.7

h) 農業振興補助（仁木町）

ブドウの新品種導入及びブランド産地確立のための補助。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
苗木購入補助戸数	10	7	7	—
PRイベント実施回数	12	11	5	4

i) 桜桃結実促進事業（仁木町）

主要品種に対して交配親和性のある桜桃苗木の購入（～H27）及びミツバチ偏在化対策（H28～）に要する経費を補助。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
結実率（結実数/平年結実数）※	134%	106%	134%	93%	83%
補助件数	戸数	7	6	7	7
	本数	105	382	21	21

※平年結実数は、平成24年度～平成30年度の7年のうち最多及び最小の2年を除いた5年の平均

j) 果樹奨励新品種植栽事業補助（余市町）

消費者ニーズに対応した高品質果樹の生産、安定供給を基本とした生産体制・多様な販売形態の構築のため、余市町果樹産地構造改革計画に基づく奨励品種へ植栽を更新する生産出荷組合に対する助成。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
出荷数量 (t)	桜桃	191	144	126	80
	りんご	1,051	1,125	899	783
	プルーン	305	326	246	232
	梨	250	247	190	114
補助戸数	63	58	68	65	

k) 浅海増殖事業補助（余市町）

沿岸漁業を保護するために行う種苗移植放流事業に対する補助。

放流数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
エゾアワビ種苗（千個）	40	40	40	40
エゾバフンウニ種苗（千個）	450	450	450	450
キタムラサキウニ種苗（千個）	100	80	80	80
ニシン稚魚（千尾）	146	146	146	146

漁獲高

(単位：kg)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アワビ	2,580	2,581	5,582	4,053
ウニ	117,417	117,669	149,003	179,442
ニシン	30,133	23,213	41,556	14,892

l) 淡水増殖事業補助（余市町）

鮎稚魚放流事業に対する補助。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鮎稚魚放流数（kg）	150	150	150	150
受入れ遊漁料（千円）	56	12	35	8

m) 農業振興事業（赤井川村）

農業振興事業として、新規就農者の負担軽減を図るハウス施設導入経費に対する補助、また、農作業省力化に資する交配用蜜蜂導入、土づくり対策、農業用廃プラスチック回収に対する補助、農業後継者への各種支援事業を実施。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助戸数	69	80	75	73	81

⑤ 地域ブランド販路拡大推進事業

【事業内容】

札幌圏を中心とした道内外での観光と物産フェアに参加することにより地元
の安全・安心な農水産物や特産品の販路拡大と観光PRを図る。

小樽港と上海が定期コンテナ航路で結ばれていることから、上海を始めとする
中国市場においてプロモーションを行うとともに、東アジア圏での新たな市場開
拓に向けて調査・研究を行う。

【主な実績】

a) 小樽ブランド販路拡大推進事業（小樽市）

北海道内外での百貨店で開催される物産展への参加などにより地場産品をPR。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
物産展への職員派遣（会場）	5	6	7	8	9
さっぽろオータムフェストへの 出展企業数	3	6	7	4	3
さっぽろオータムフェストで の売上高（千円）	4,245	11,207	12,927	10,701	2,095
小樽物産展の主催件数	1	1	1	1	1
主催小樽物産展の出展企業数	39	40	35	44	45

b) 地域経済交流促進事業費補助（小樽市）

札幌市内の量販店において、小樽市及び後志管内で生産されている地場産品のPR
及び観光情報の発信を行う「小樽の物産と観光フェア」を実施。

「小樽の物産と観光フェア」開催実績

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	3	3	3	3	4
売上高（千円）	13,587	13,475	8,616	8,421	8,071

c) アンテナショップ展開事業（小樽市）

東京都板橋区ハッピーロード大山商店街振興組合が運営する「全国ふる里ふれあ
いショップ運営事業」に参加し、首都圏において、地場産品の継続的な紹介と販路
を確保。平成30年度で事業終了。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地場産品の出品（品目）	140	113	92	125	109
上記に係る販売実績（千円）	2,380	1,888	1,209	1,304	1,220
物販イベント（回）	1	1	1	1	1
上記に係る販売実績（千円）	569	452	454	517	495

d) 「小樽産品」販路拡大支援事業（小樽市）

市内食料品製造企業の道外への販路拡大を支援するため、首都圏で開催される展示・商談会へ出展する。平成31年度に「稼ぐ力向上実践事業」へ統合。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
商談会参加件数	1	1	1	1	1
商談件数	321	531	672	437	410
個別商品磨き上げ 相談開催数	2	1	1	1	1

e) 小樽産品商品力・販売力向上事業（小樽市）

食品関連企業の商品開発力と販売力向上のため、企業向けのワークショップや販売実践会を行うとともに、高付加価値商品の開発やレシピ作成、商品特性に応じた販路開拓などを実施する。平成31年度に「稼ぐ力向上実践事業」へ移行。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規物産展件数	3	5	2	1
新規物産展参加企業数（延べ）	34	36	19	22

f) 稼ぐ力向上実践事業（小樽市）

本市及び後志管内町村の食料品関係事業者が、商談会（関西、関東）への参加や、新たな販路等での販売、商品の磨き上げ相談等を通じて人材育成を図り、当該事業者の稼ぐ力を向上させる。平成31年度からの新規事業。

g) 海外販路拡大支援事業（小樽市）

海外への販路拡大を目的とした商談会・展示会等への参加費用を補助するほか、札幌市等との連携による海外商談会・展示会へ参加する。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
展示会等出展支援件数	4	5	2	1
展示会等出展企業数（延べ）	7	6	7	5
補助金交付件数	9	12	8	8

～ 雇用支援及び起業の促進 ～

1) 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。

⑥ 若者の雇用支援及び起業促進事業

【事業内容】

圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行い、圏域内での若者の雇用に結び付ける。

新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行う。

【主な実績】

a) 労働者地元定着事業（小樽市）

新規学卒者の就職に当たり、小樽市内の企業等による企業説明会や企業見学会、就職ガイダンス等を行い、圏域内での雇用確保を図る。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
企業説明会参加企業等の数	19	18	20	19	22
企業説明会参加生徒数	96	116	36	74	73

b) 高校生就職スキルアップ支援事業（小樽市）

主に高校1・2年生を対象に、地元企業への就職率向上を図るため、就職活動の実践力向上事業を実施する。平成30年度で事業終了。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
企業見学会参加企業数	6	6	10	21	12
高校生の新規登録者数	98	134	397	473	255

c) 若者就職マッチング支援事業（小樽市）

主に市内の高校・大学生を対象に、就職率向上及び地元定着を図るため、企業出前説明会など地元企業をよりよく知ってもらう事業を実施する。平成31年度からの新規事業。

d) 女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業（小樽市）

女性・若年者の正規雇用による地元定着を目的に、就業体験と研修を組み合わせた実践的な人材育成を実施する。平成28年度で事業終了。

区分	平成27年度	平成28年度
研修受講者数	1,835	1,174
就職人数	13	6

e) 空き店舗対策支援事業（小樽市）

小樽市内の商店街等の空き店舗に出店する事業者到店舗家賃の一部を助成し、空き店舗の解消と新たな雇用の創出を図る。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	2	1	2	2
空き店舗解消件数	2	1	2	2

f) 商業起業者定住促進事業（小樽市）

起業等の促進を図るため、小樽市内の商店街等で起業しようとする新規商業起業者に対し、起業に資する研修の受講経費及び賃借店舗家賃を助成する。平成31年度に創業支援事業に統合。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	5	4	5	3	2
「小樽商人塾」参加者数	23	16	19	18	70
助成を受けた者のうち 起業した者の数	5	4	5	3	2

g) 創業支援事業（小樽市）

市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を補助する（内外装工事補助・事務所家賃補助・利子補助・商店街店舗家賃補助（下線部は、平成31年度から））。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
創業支援対象者数	87	164	142	196
補助件数	6	12	11	21

(3) 広域観光 ～ 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 ～

1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。

⑦ 広域観光推進事業

【事業内容】

圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ客船の乗船客に対し、圏域の情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進。

圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図る。

【主な実績】

a) 小樽港クルーズ推進事業（小樽市）

小樽港へのクルーズ客船の寄港促進を図るため、「小樽港クルーズ推進協議会」を設立し、小樽・北後志地域の情報発信やセミナー開催等を実施。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
誘致活動回数	14	17	10	11	14
歓迎行事等回数	39	18	23	25	19
寄港回数	41	20	25	25	21

b) 6市町村合同圏域PR事業（小樽市）

圏域内の交流人口を増加させ、域内経済の活性化を図るため、圏域6市町村が合同で、札幌圏の住民に圏域の特産品や観光スポットなどのPRを行う。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
PRイベント開催数	2	2	2	2	2
物販売上高(円)	440,062	954,372	1,115,028	1,088,012	1,000,570

c) 広域観光事業（小樽市）

広域観光圏への新たな観光客の入り込みを図るため、後志観光連盟への加入を通じ、観光客のニーズに対応した宣伝活動や広域周遊ルートの整備等を推進する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
しりべしガイドマップ発行数	80,000	50,000	50,000	50,000	57,000
圏域6市町村観光入込客数(千人)	10,255.3	11,941.5	11,857.6	11,962.6	11,364.6

d) 教育旅行ガイドブック作成費補助（小樽市）

教育旅行誘致のツールである「小樽・北後志教育旅行ガイドブック」の作成を行う小樽観光協会に対し補助する（概ね3年に一度改訂）。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修学旅行宿泊学校数	156	155	155	117	126

e) 酒や食をテーマとした観光情報発信事業（小樽市）

北海道や後志総合振興局が展開している「『パ酒ポート』事業」や「しりべし『酒と肴と旅』プロジェクト」と連携し、観光情報を発信する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
連携事業数	2	2	1	2	2

f) ニセコ滞在外国人誘致推進事業（小樽市）

ニセコ地区で開催される長期滞在外国人向け観光PR事業へ参加を通じ、観光情報を発信する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
PR事業参加回数	0	0	1	0	0

g) 小樽観光物産プラザ運營業務（小樽市）

観光と物産の情報発信拠点である観光物産プラザの運營業務を指定管理により委託。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
プラザ利用者数	244,240	335,942	384,357	442,127	438,896

h) 観光協会運営費補助（小樽市）

観光のまち小樽の観光客誘致促進のための小樽観光協会に対する運営費補助。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小樽市観光入込客数(千人)	7,447.8	7,949.3	7,907.7	8,061.6	7,814.2

i) 食を活かした観光地づくり推進支援事業（積丹町）

地元食材を利用して実施しているイベントへの支援。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イベント入込客数	28,000	27,000	19,000	11,000	19,000

j) 魅力ある観光地づくり推進支援事業（積丹町）

観光情報の発信などを行う積丹観光協会への支援。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
積丹町観光入込客数(千人)	1,010.8	1,087.0	1,058.7	1,036.9

k) 観光団体育成事業観光協会補助（仁木町）

各種イベントの開催や広域観光、町外イベントでのPR活動等に取り組むため仁木町観光協会に対して補助。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
仁木町観光入込客数(千人)	239.2	224.4	220.4	240.7	272.1

l) 観光物産センター管理運營業務委託（余市町）

JR余市駅に隣接する観光物産センター「エルラプラザ」の管理運営委託。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設入込客数	46,211	29,078	27,352	26,934

m) 道の駅維持管理委託（余市町）

道の駅「スペース・アップルよいち」の維持管理委託。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設入込客数	219,459	186,992	182,717	177,447

n) 村観光振興事業補助（赤井川村）

村観光PR活動に要する経費に対する助成。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
赤井川村観光入込客数(千人)	309.5	1,077.5	1,140.1	1,351.7	1,133.1

2) 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。

⑧ 観光客誘致対策事業

【事業内容】

小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図る。

今後、増加が見込まれる中国人観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図る。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化のほか、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組む。

【主な実績】

a) 観光客誘致対策（小樽市）

札幌圏への情報発信や物産展等、教育旅行キャンペーンを実施。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
物産展での観光PR回数	5	4	5	5	5
教育旅行キャンペーン実施回数	1	0	1	1	0
修学旅行宿泊学校数	156	155	155	117	126
小樽市観光入込客数(千人)	7,447.8	7,949.3	7,907.7	8,061.6	7,814.2

b) 観光誘致促進事業費補助（小樽市）

小樽観光協会が実施する外国人観光客受入推進のための講演会や外国語講座の開催などの事業に対し補助する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講演会、講座等開催回数	8	21	26	24	14

c) 宿泊客誘致事業費補助（小樽市）

市内での宿泊客の増加のため、企業向け福利厚生事業を取り扱う企業に対し、本市観光及び宿泊施設の割引広告を掲載する事業を実施する国内外観光客誘致実行委員会に対し補助する。平成28年度で事業終了。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小樽市宿泊客数(千人)	663.9	700.2	736.2	757.5	796.8

d) 国内外観光客誘致実行委員会補助（小樽市）

道内外及び海外からの観光客誘致を図るため、国内での説明会やキャンペーン、海外旅行会社の招へいなどを実施する実行委員会に対し補助する。平成29年度から観光誘致促進事業費補助に吸収。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
誘致活動実施回数	10	10	13

e) 観光広告プロモーション事業費補助（小樽市）

道内外からの観光客誘致を図るため、新聞や雑誌などを活用した広告宣伝事業を実施する小樽観光協会に対し補助する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
観光入込客数(千人)	7,447.8	7,949.3	7,907.7	8,061.6	7,814.2
雑誌掲載件数	11	14	13	15	7

f) 観光ポスター等制作事業（小樽市）

新規観光ポスター及びポストカードの制作・印刷、発送等を行う。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ポスター制作枚数	0	10,000	0	0	0
ポストカード制作枚数	0	10,000	0	0	0
クリアファイル制作枚数	0	10,000	0	0	0
発送先件数	0	409	0	0	0

g) 観光マップ作成費補助（小樽市）

観光マップ（英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)の外国語マップを含む）付きガイドブックの作成を行う小樽観光協会へ補助する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
マップ制作部数	1,150	1,150	1,020	1,100	1,200

h) 宣伝物製作等経費（小樽市）

各地での観光物産展、全国の旅行代理店等への販促ツールとしての提供など、観光PR活動で使用する観光宣伝物の作成及び送付を行う。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
「小樽散策コース」制作部数	44,000	48,000	68,000	52,000	60,000

i) 東アジア圏等観光客誘致広域連携事業費補助（小樽市）

東アジアをはじめとした外国人観光客の誘致キャンペーンなどを札幌市や運輸局などと連携して実施する小樽国際観光客誘致委員会に対し補助する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外国人宿泊客数	98,610	128,223	170,826	205,587	232,553
誘致活動等実施件数	12	11	7	7	8

j) 外国語通訳配置支援事業費補助（小樽市）

外国人観光客をはじめとする観光案内の需要に対応するため、堺町通りにおいて観光案内所を開設する小樽堺町通り商店街振興組合に対して運営費を補助する。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
観光案内所利用者数	15,984	32,214	47,955	35,636

k) 移動式Wi-Fi環境整備事業（小樽市）

観光客の利便性向上を図るため、クルーズ客船の入港や市内で開催されるイベントにおいて、観光客等が無料で利用できる移動可能な公衆無線LANを整備する。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
Wi-Fi設置日数	17	17	24	30
Wi-Fi利用者数	10,215	16,250	7,725	9,305

l) 公衆無線LAN通信環境整備事業費補助金（小樽市）

観光事業者、商店街等で、国、道の補助金交付決定を受けて公衆無線LAN通信整備を行うものに対し、経費の一部を補助する（上限100万円）。平成30年度で事業終了。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助件数	1	0	0

m) 小樽国際インフォメーションセンター運営費交付金（小樽市）

外国語（英語、中国語、韓国語）通訳を運河プラザに配置し、外国人観光客にも対応する総合窓口を運営するための経費を小樽観光協会へ交付する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総合窓口利用者数	79,070	108,759	124,434	143,137	142,088

n) 観光案内所運営費交付金（小樽市）

JR小樽駅及び浅草橋街園の観光案内所を運営するための経費を小樽観光協会へ交付する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
観光案内所利用者数	130,425	157,220	294,258	240,630	219,738

o) iセンター開設業務委託（余市町）

観光案内所「余市iセンター」の運営委託。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
iセンター利用者数	20,066	15,697	13,569	12,416

(4) 教育 ～ 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 ～

1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。

⑨ 文化・スポーツ交流促進事業

【事業内容】

域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図る。

【主な実績】

a) 市民大学講座実行委員会補助（小樽市）

生涯学習の機会を広く市民に提供するため、各分野で活躍する著名人を講師として招き開催。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座開設数	5	5	5	5	5
講座受講者数	422	588	402	382	411
近隣町村からの受講者数（内数）	8	7	9	4	7

b) 北海道職業能力開発大学校公開市民講座開催事業（小樽市）

北海道職業能力開発大学校との共催により、同校の有する技術・知識等を社会に還元し、生涯学習を促進する講座を開催。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座開催数		1	1	1	1
講座受講者数		12	43	28	22

c) はつらつ講座事業（小樽市）

生涯学習の推進の一環として、趣味や教養に関する各種講座を小樽市生涯学習プラザで開催する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座数	38	38	36	40	38
受講者数	827	795	816	841	815

d) 生活講座等開催経費（小樽市）

市内に在住又は通勤する市民等を対象に、職業生活、家庭生活、健康及び一般教養などについての講習、実習として、外部講師による生活講座等を小樽市勤労女性センターで開催する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座数	16	20	20	18	14
受講者数	1,235	1,141	1,107	924	770

e) やんぐすくーる開催経費（小樽市）

市内に在住又は通勤・通学する、原則15歳～35歳の市民等を対象に、外部講師による各種教養講座等を小樽市勤労青少年ホームで開催する。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座数	11	11	11	11	11
受講者数	101	110	94	87	92

2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。

⑩ 文化財、史跡等保全・活用事業

【事業内容】

各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、講演会や現地学習会の実施などにより、地域資源としての利活用を推進する。

【主な実績】

a) 歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金（小樽市）

市内の歴史的建造物の保全を推進するため、景観条例に基づき登録している歴史的建造物のうち、民間が所有する建造物の外観に係る補修費の一部を助成する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成件数	4	3	3	1	4

b) 歴史的建造物等保全対策費（小樽市）

市民等に歴史的建造物の保全等に対する理解を深めるため、「歴史的建造物めぐり」などを開催するほか、損傷の著しい当該建造物等の説明板等の修繕を行う。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
「歴史的建造物めぐり」開催数	1	1	1	1	1
「歴史的建造物めぐり」参加者数	45	43	44	44	38
説明板修繕件数	3	4	5	7	15

c) 文化財保護活用等経費（小樽市）

本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
文化財審議会開催回数	1	1	1	1	1
旧手宮鉄道施設来場者数	133,296	114,222	99,146	98,176	94,079

d) 重要文化財旧日本郵船（株）小樽支店委託事業（小樽市）

本市に所在する国・道・市指定の文化財及び埋蔵文化財等の維持整備、保護・保存・活用を行う。平成 30 年 1 月から保存修理工事のため休館中。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設利用者数	0	10,888	11,097	10,197	8,668

e) 歴史的建築物・郷土資料等保存整理事業（積丹町）

歴史的建築物の調査保存や郷土の歴史的資料の分類整理と保存。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資料所蔵数	1,783	1,783	1,783	1783
資料見学者数	430	40	30	0

f) 文化財管理運営事業（余市町）

余市町にある文化財施設の管理及び運営。

文化財施設来場者数

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フゴッペ洞窟	11,287	11,980	11,285	9,757	10,619
旧下ヨイチ運上家	4,737	6,575	4,485	4,279	4,747
余市水産博物館	2,729	3,866	2,866	2,452	3,466
旧余市福原漁場	4,392	11,386	5,369	4,172	4,564

(5) 福祉・安心な暮らし ～ 住民が安心して暮らせる地域づくり ～

- 1) 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。

⑪ 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業

【事業内容】

圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行う。

【主な実績】

a) 成年後見制度利用支援事業（小樽市）

成年後見人を養成し、相談から後見人受任までの一連の手続きを支援する。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市長申立件数（知的障害）	3	1	1	0
市長申立件数（認知症）	5	4	9	5
申立費用助成件数	8	5	10	5
後見人報酬助成件数	13	9	21	24

b) 小樽・北しりべし成年後見センター負担金（全市町村）

小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターに係る経費を負担する。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小樽市	相談件数	278	346	287	326	376
	申立件数	4	9	8	10	5
	市民後見人登録数	36	35	35	30	31
積丹町	相談件数	15	5	0	1	2
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	0	0	0	0	0
古平町	相談件数	1	3	2	3	0
	申立件数	0	1	0	0	0
	市民後見人登録数	3	2	2	2	2
仁木町	相談件数	8	7	0	9	4
	申立件数	0	2	0	0	0
	市民後見人登録数	2	1	2	2	2
余市町	相談件数	25	21	15	20	24
	申立件数	1	0	1	2	0
	市民後見人登録数	9	8	7	7	9
赤井川村	相談件数	8	0	0	0	0
	申立件数	1	0	0	0	0
	市民後見人登録数	1	1	2	2	2
その他	相談件数	27	50	51	37	46
	申立件数	0	0	0	0	0
	市民後見人登録数	0	0	1	1	1
合計	相談件数	362	432	355	396	452
	申立件数	6	12	9	12	5
	市民後見人登録数	51	47	49	44	47

⑫ 消費生活相談体制連携事業

【事業内容】

消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽・北しりべし消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を構築する。

【主な実績】

a) 消費生活相談等業務委託、小樽・北しりべし消費者センター負担金

(全市町村)

悪質商法等の契約トラブルや商品の安全性など消費生活に関する相談への対応や多重債務問題の改善を図るため、「小樽・北しりべし消費者センター」の運営を小樽市が小樽消費者協会に委託し、各町村がその経費の一部を負担する。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小樽市	相談件数	820	773	719	882	978
	相談解決件数	727	691	650	788	863
積丹町	相談件数	7	3	1	2	3
	相談解決件数	7	3	1	2	3
古平町	相談件数	2	5	3	6	2
	相談解決件数	2	4	3	6	2
仁木町	相談件数	11	2	8	2	7
	相談解決件数	7	2	8	2	6
余市町	相談件数	37	41	31	56	48
	相談解決件数	31	39	28	52	47
赤井川 村	相談件数	1	2	4	3	3
	相談解決件数	1	1	3	2	3
その他	相談件数	54	40	49	51	51
	相談解決件数	47	36	43	45	45
合計	相談件数	932	866	815	1002	1092
	相談解決件数	822	776	736	897	968
	解決率 (%)	88.1	89.6	90.3	89.5	88.6

b) 消費者行政活性化事業 (小樽市)

多様化・複雑化する消費生活関連の問題への対応のため、消費者相談体制の強化を図るとともに、移動消費者教室などの啓発事業を実施する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談員研修参加回数	28	45	33	18	21

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通 ～ 生活路線や交通手段の維持及び確保 ～

1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。

⑬ 生活路線バス運行事業

【事業内容】

関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図る。

高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、圏域間の公共交通の在り方等について検討する。

【主な実績】

a) 後志地域生活交通確保対策事業費補助金

(小樽市、積丹町、古平町、余市町)

中央バスが運行している積丹線(小樽駅前～美国、小樽駅前～積丹余別)の赤字額の2分の1を沿線4自治体で補助。

積丹線運行実績

区分	路線	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行回数	小樽駅前～美国	3,066	3,066	3,066	3,066
	小樽駅前～積丹余別	1,789	1,789	1,789	1,789
年間輸送人員	小樽駅前～美国	150,108	141,220	141,274	138,873
	小樽駅前～積丹余別	153,440	142,350	142,575	140,369

b) 市内交通アクセス実態調査事業(小樽市)

圏域内の住民が病院や商業施設などへ移動する場合の公共交通の利用実態を把握するとともに、利用促進のための調査・研究を行うこととしている。

〔これまでの取組〕

生活路線バスの輸送人員の減少に伴う運行経路や便数等の見直しについては、不採算路線を中心に、路線ごとに、沿線の市町村がバス事業者と協議しながら実施している。

令和元年5月に小樽市で策定した「小樽市地域公共交通網形成計画」において、公共交通に対する市民ニーズや利用実態を把握するため、通勤・通学者や観光客などを対象にアンケート調査を実施したが、より効率的な運行方法を検討するための事前の調査や協議、圏域住民に対する公共交通の利用促進に向けた定期的な周知・啓発は行っていない。

c) 市町村生活バス路線運行費補助(仁木町)

中央バスが運行している銀山線(余市駅前～赤井川1往復、余市駅前～尾根内3往復)の赤字額の10分の9を補助。平成30年度で廃線。

銀山線運行実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行回数	2,912	2,909	2,679	2,424	2,656
年間輸送人員	9,448	8,219	7,162	5,256	5,294

d) 仁木町予約制バス「ニキバス」運行事業（仁木町）

市町村運営有償運送（交通空白輸送）による予約制バス（仁木町尾根内～余市協会病院）運行事業。平成30年度途中から開始。

ニキバス運行実績

区分	平成30年度
年間運行回数	1,456
年間輸送人員	1,717

e) 協会病院バス路線運行維持事業（余市町）

中央バスが運行している余市協会病院線（余市梅川車庫～水産試験場～余市駅前十字街～大川6丁目～黒川12丁目～まほろばの郷～余市協会病院）に対して定額で補助。

余市協会病院線運行実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行回数	6,286	5,814	4,848	4,532	集計中
年間輸送人員	46,764	43,601	37,306	35,275	集計中

f) 市町村生活バス補助（赤井川村）

住民の生活の足となる路線バスを確保するため、運行経費に対し助成。

赤井川線運行実績

区分	路線	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行回数	余市駅前～都	1,456	1,454	1,460	1,460	1,452
	余市駅前～常盤	1,460	1,458	1,464	1,464	1,456
年間輸送人員	余市駅前～都	6,670	5,686	4,598	4,172	4,038
	余市駅前～常盤	4,598	4,091	3,758	3,782	3,619

2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。

⑭ 多様な交通手段の維持及び検討事業

【事業内容】

現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行う。

圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の活用について検討を行う。

【主な実績】

a) 通院バス運行事業（積丹町）

町内唯一の医療機関である町立診療所への通院バスの運行（1日1便・週2回）。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行日数	98	101	99	100
年間輸送人員	1,073	1,023	797	587

b) コミュニティバス運行事業（古平町）

町内唯一の医療機関である古平町立診療所と町内各地域を結ぶコミュニティバスを運行。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間運行日数	297	298	292	294	292
年間輸送人員	26,025	24,280	23,234	22,655	21,938

(2) 情報格差の解消へ向けたICT(情報通信技術)インフラの整備

～ 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 ～

1) 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実を図る。

⑮ 地域医療連携システム推進事業

【事業内容】

地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図る。

【主な実績】

a) 地域医療連携システム推進事業(全市町村)

圏域内の病院・診療所における患者診療情報の共有を図るための地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図る。

〔これまでの取組〕

平成23年4月から、小樽市病院局において、小樽後志地域医療連携システム「ID-Link」の運用を開始しており、現在、北しりべし圏域内では13医療機関が登録されているが、小樽市以外の北しりべし圏域内の病院・診療所については未登録である。

(3) 道路等の交通インフラの整備 ～ 効率的な道路交通ネットワークの形成 ～

1) 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。

⑯ 地域交通基盤整備推進事業

【事業内容】

圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域を構成している近隣町村と共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討する。

【主な実績】

a) 地域交通基盤整備推進事業(全市町村)

後志管内の国道の整備促進や北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期整備、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の早期完成、余市町・小樽市間及び塩谷・蘭島地区の国道改修について、関係機関に要望。

H26年度：倶知安余市道路(共和～余市間)新規事業化

H28年度：倶知安余市道路(倶知安～共和間)新規事業化、
倶知安余市道路(共和～余市間)着工、
小樽JCTフルジャンクション化事業許可

H29年度：国道5号忍路防災完成

H30年度：国道5号フゴッペトンネル完成、
倶知安余市道路(倶知安～共和間)着工、
後志自動車道(余市～小樽間)開通

b) 地域交通基盤整備推進事業（新幹線事業関係経費）（小樽市）

北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担するほか、新函館北斗駅の開業効果を後志地域に波及させるためのPR活動を行う。

H26年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担

H27年度

～H29年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担、
北海道新幹線開業PRキャラバン隊参加

H30年度：北海道新幹線整備に係る工事費の一部を負担

c) 地域交通基盤整備推進事業（計画策定委託料）（新幹線事業関係経費）

（小樽市）

北海道新幹線の札幌延伸が認可され、小樽市に設置される新駅の周辺整備やアクセス機能の充実等を含めた計画を策定する。

H26年度：現況調査

H27年度：会議開催

H28年度：会議開催、計画策定

d) 地域交通基盤整備推進事業（計画策定）（仁木町）

地域にふさわしい公共交通のあり方を検討し、持続可能な地域公共交通のマスタープランである地域公共交通網形成計画を策定する。

H27年度：現況交通実態調査計画、住民アンケート調査計画等

H28年度：地域公共交通調査等事業（計画推進事業）の概要、
「余市駅と町内JR駅間のアクセス確保」ニーズ調査結果、
予約制バス実証運行計画等

H29年度：地域公共交通調査等事業（計画推進事業）の概要、
予約制バス試験運行計画（9月）、スクールバス混乗試験運行計画等

H30年度：仁木町予約制バス本格運行計画、スクールバス混乗試験運行計画等

（４）生産者と消費者との連携による地産地消

～ 新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 ～

1) 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。

⑰ 地元農水産物魅力度アップ事業

【事業内容】

各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信する。

圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図る。

健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行う。

【主な実績】

a) 直売所ガイドブック作成等事業（小樽市）

圏域内の農水産物やこれらを活用した加工品等が購入できる直売所等の情報を発信するため、ガイドブックの増刷・ホームページの更新を行う。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ガイドブック制作部数	2,000	2,000	2,000	2,000

b) さくらんぼフェスティバル補助（仁木町）

7月上旬に開催するさくらんぼフェスティバルに対する補助。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フェスティバル来場者数	8,100	7,000	7,000	6,000	5,500

c) うまいもんじゃ祭り補助（仁木町）

10月上旬に開催するうまいもんじゃ祭りに対する補助。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
祭り来場者数	11,000	8,000	8,000	8,000	0

d) 味覚の祭典事業負担金（余市町）

9月下旬に開催する味覚の祭典に対する負担金補助。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
祭典来場者数	11,000	19,600	16,300	12,500

e) カルデラの味覚まつり事業（赤井川村）

8月上旬に開催するカルデラの味覚まつりに対する補助。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
まつり来場者数	11,000	12,000	12,500	12,500	11,000

(5) 圏域内外の住民との交流及び移住**～圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進～**

- 1) 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。

⑩ 移住・交流促進事業**【事業内容】**

温泉施設及び自然体験施設など、多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などを運営し、圏域内外の住民との交流を図る。

小樽市のほか、関係町村の地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等、定住促進の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介する。

【主な実績】

a) 移住促進事業（小樽市）

移住促進に向けた相談窓口の設置の情報発信。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ワンストップ窓口相談件数	52	104	78	70	88
ちょっと暮らし利用件数	9	10	6	8	7
移住フェア参加回数	1	1	1	1	1
移住者数	16	14	23	8	6

b) 町営温泉施設運営事業（積丹町）

圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
営業日数	308	304	304	301
入館者数	85,090	81,694	79,150	71,897

c) 温泉施設運営事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流する温泉施設の運営。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入館者数	62,632	62,002	60,994	61,011	57,367

d) 家族旅行村（キャンプ場）運営事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流するキャンプ施設の運営。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用客数	3,138	3,183	3,121	2,605	2,392

e) 海水浴場管理事業（古平町）

圏域内の住民同士が交流する海水浴場の運営。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
海水浴場入込客数	5,296	6,117	6,539	5,687	4,435

f) 新規受入農家報奨（仁木町）

受入農家に対する指導謝金。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指導謝金給付件数	0	0	1	1	1

g) 定住促進新築住宅取得・住宅改修補助（仁木町）

新築住宅取得又は住宅改修を行う移住者、子育て世代等に対する補助金の交付。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
補助件数	7 件	13 件

h) 移住・定住対策等事業（余市町）

移住希望者向けに町の概要やセールスポイント等についてPR動画やパンフレットの作成、移住フェアの参加等により情報発信を行う。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
パンフレット制作部数	0	5,000	0	0	1,000
移住フェア参加回数	1	3	2	2	1
移住相談窓口を通した移住者数	4	14	41	27	24

i) 新規就農者受入農家報奨金（余市町）

新規就農者の受入農家に対する報奨。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報奨金支給件数	6	5	2	2

j) 就農研修家賃助成（余市町）

就農研修者に対する研修中の家賃助成。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	5	4	2	2

k) 農村体験交流施設委託（余市町）

都市と農村の交流を図るため運営する市民体験農園の管理委託。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
募集及び説明会の実施回数	1	1	1	1
施設利用者数	45	50	53	53

l) 住宅取得等支援補助事業（余市町）

町内への転入、定住を目的として行う土地と住宅の取得に対する補助金の交付。

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
転入者への補助件数	5	10	8
転入者への補助金額（千円）	3,740	6,150	6,753
町内在住者への補助件数	4	6	6
町内在住者への補助金額（千円）	1,445	2,692	2,073

m) 営農実習支援助成金（赤井川村）

新規就農研修生受入農家に対し、営農実習支援として助成金を交付。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研修生数	1	2	3	1	1
助成件数	1	0	0	0	1

～ 圏域における情報共有・情報提供の充実 ～

- 1) 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。

⑱ 圏域における情報共有・情報提供推進事業

【事業内容】

圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図る。

【主な実績】

a) 圏域内情報共有・提供推進事業（全市町村）

圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報提供コーナー設置箇所数	4	4	4	4

Ⅲ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成 ～ 地域をけん引する人材の育成及び確保 ～

- 1) 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。

⑳ 地域人材育成事業

【事業内容】

小樽市が開催する対岸貿易セミナーや、市民公開講座、異業種交流グループが行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図る。

【主な実績】

a) 「小樽商人（あきんど）塾」活用等事業（小樽市）

独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援により、起業希望者や事業後継者などを対象として、経営についての基本的なノウハウを学ぶ機会を提供する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	1	1	1	1	2
参加者数	23	16	19	18	70
新規起業数	5	4	9	3	5

b) 商工業振興施策説明会開催事業（小樽市）

圏域における中小企業者等を対象として、国等の経済対策、融資・助成制度に係る知識の習得を図ることにより、地場産業の活性化に努める企業等での人材育成を推進する。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	1	1	1	1	2
参加者数	31	22	29	22	108

① 魅力ある圏域づくり推進事業

【事業内容】

魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図る。

【主な実績】

a) (仮称)北しりべし住民会議の設置の推進 (全市町村)

持続可能な圏域を形成し、魅力あふれる圏域づくりを推進するための組織の構築を図る。

〔これまでの取組〕

組織の構築に向けた具体的な検討には至っていない。

(2) 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

～ 情報交換・意見交換の場の活用 ～

1) 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。

② 圏域職員間の情報交換等強化事業

【事業内容】

圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る。

【主な実績】

a) 圏域内職員間の情報交換等強化事業 (全市町村)

圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図る。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数	12	16	16	16